

令和4年度
森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会
実施報告書

林野庁 森林利用課

令和5年2月

目次

第8回（令和4年7月15日）	1
配布資料	1
資料 1-1 ガイドライン（修正箇所着色版）	3
資料 1-2 ガイドライン（修正箇所反映版）	23
資料 2 各委員からのガイドラインに対する意見（事前聴取）	41
議事録	45
第9回（令和4年10月25日）	69
配布資料	69
資料 1-1 ケーススタディ⑦長野県上田市	71
資料 1-2 ケーススタディ⑦長野県上田市 図表集	75
資料 2-1 ガイドラインの主たる修正箇所	79
資料 2-2 ガイドライン（修正箇所反映版）	81
（参考）森林経営管理制度の取組実績について（令和3年度末速報値）	107
議事録	111
第10回（令和5年1月20日）	143
配布資料	143
資料 1-1 ケーススタディ⑧青森県三戸町	147
資料 1-2 ケーススタディ⑨⑩岐阜県揖斐川町・高知県本山町	151
資料 2 所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン	159
議事録	225

第8回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

日 時：令和4年7月15日 13:30～16:00

主 催：林野庁

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンター

次第

1. ガイドラインについて
2. 今後の予定について

資料一覧

資料1-1 ガイドライン（修正箇所着色版）

資料1-2 ガイドライン（修正箇所反映版）※参考資料は掲載省略

資料2 森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会 各委員からの意見と対応方針

出席者一覧

< 委員 >

うえきたつひと

植木 達人

信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

※委員長

あべかずとき

阿部 和時

日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

のむら ゆう

野村 裕

のぞみ総合法律事務所 弁護士

しながわひさこ

品川 尚子

那須法律事務所 弁護士

かわあい さとし

河合 智

岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長

※元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長

かたやまけんじ

片山 健二

石川県 かが森林組合 代表理事組合長

< 林野庁 >

かわむらたつや

川村 竜哉

森林利用課 課長

なかやままさひろ

中山 昌弘

森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

あんどうりゅうすけ

安藤 竜介

森林利用課 森林集積企画班 企画係長

< 事務局 >

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上、小川

ガイドラインの見方・使い方

1 所有者不明森林を取り巻く状況

制度の創設背景や取組の現状について解説しています。また、本ガイドラインの策定の狙いを記載しています。



2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

森林の役割や手入れの必要性を解説しています。特例措置活用の必要性を検討するに当たって、基本的な考え方を確認できます。



3 共有者不明森林等に係る特例の手続

森林所有者の探索方法を解説しています。初めて探索を行う場合など、必要な書類、手続等の基本的なノウハウを確認できます。



4 具体の活用場面における検討

Q&A形式で活用のポイントを解説しています。どのような目的や考えで特例措置を活用するか、森林整備の内容はどのようなようにするべきかなど、基本の部分から確認できます。



5 ケーススタディ

実例をベースに、ケーススタディ形式で活用のポイントを解説しています。ケースに応じた対処方法、実務的な留意事項などを確認できます。



6 参考資料

森林整備の参考となる既存のガイドブックや論文などを掲載しています。森林の各種公益的機能の発揮のためにはどのようなような施策がよいか等を確認できます。



所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項

(ガイドライン：令和3年度末時点版の修正案)

令和4年7月

林野庁森林利用課森林集積推進室

1	(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法	25
2	① 確知した状況別の整理	25
3	[Q14] 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない	25
4	[Q15] 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい	25
5	[Q16] 所有者が全員不明な森林の整備をしたい	25
6	《コラム》認可地縁団体	26
7	② 不同意者がいた場合の対応	26
8	[Q17] 確知した所有者から返信がなく困っている	26
9	5 ケーススタディ	27
10	(1) 共有者の一部が不明な場合	27
11	ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明	27
12	ケース2 一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示	28
13	(2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）	30
14	ケース3 戸籍を請求しても該当者がいない場合	30
15	ケース4 所有者不明森林が非常に小さい場合	31
16	(3) 実際に活用したケース	32
17	共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例	32
18	6 参考資料	34
19	(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果（参考1、2）	34
20	(2) 用語集	34

1	目次	3
2	1 所有者不明森林を取り巻く状況	3
3	(1) 所有者不明森林の現状	3
4	(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状	3
5	(3) 特例措置の活用に向けた視点	3
6	2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性	4
7	(1) 森林の有する多面的機能	4
8	(2) 森林整備の必要性	5
9	3 共有者不明森林等に係る特例の手続	7
10	(1) 主な事務の流れ	7
11	(2) 所有者探索の基本的な流れ	8
12	① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (1)）	10
13	② 住民票等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (2)）	12
14	③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (2)）	14
15	④ 相続人の探索（事務の手引7-1-3-1 (3)）	16
16	4 具体の活用場面における検討	20
17	(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか	20
18	① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合	20
19	[Q1] 林業経営者に再委託して木材生産をしたい	20
20	② 地域住民の意向や市町村の方針	20
21	[Q2] 地域住民の要望に対応したい	20
22	[Q3] 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている	21
23	(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか	21
24	① 森林の状況の把握方法	21
25	[Q4] 森林の情報把握方法に迷っている	21
26	② 森林整備が必要な森林の判断の目安	22
27	[Q5] 森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない	22
28	《コラム》樹冠長率と形状比	22
29	③ 地形的要因、法指定等の検討	23
30	[Q6] 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい	23
31	[Q7] 保安林の扱いに迷っている	23
32	[Q8] 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい	23
33	(3) どのような内容の整備を行うか	23
34	① 間伐等の実施	23
35	[Q9] 間伐を実施したい	23
36	[Q10] 列状間伐を実施したい	24
37	[Q11] 天然更新を期待した伐採を実施したい	24
38	[Q12] 主伐（皆伐）を実施したい	24
39	② 経営管理権の存続期間の目安	24
40	[Q13] 存続期間の設定に迷っている	24

目次

図1	森林の有する多面的機能	4
図2	国民が森林に期待する働き	4
図3	森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能	5
図4	森林の誘導の考え方（概要）	6
図5	特例措置に関する主な事務の流れ	7
図6	森林所有者の探索の流れ	8
図7	登記事項証明書の特例	11
図8	請求様式の特例	13
図9	戸籍謄本・戸籍の附票の写しの例	15
図10	現行民法における法定相続人の範囲の代表例	19
図11	相続関係説明図の作成例	19
図12	林床植生が少ない林内（左）と多い林内（右）の例	21
図13	樹冠長率と形状比	22
図14	若桜町及び岩屋堂地区の位置	32
図15	岩屋堂地区の対象地区の概要	33

- 1 所有者不明森林を取り巻く状況
- 2 (1) 所有者不明森林の現状
- 3 我が国の森林面積の約6割は私有林であり、森林所有者の不在村化や高齢化が
- 4 進む中、森林所有者情報の把握は喫緊の課題となっています。さらに、登記簿上
- 5 の所有者不明土地の割合について、林地は28.2%と全体よりも高く、早急な対応
- 6 が必要な状況です。
- 7 このようなか、これまでの森林所有者や林業経営者による自発的な森林の経営
- 8 管理の仕組みに加え、市町村が主体となった森林整備の仕組みとして、平成31年
- 9 4月から森林経営管理制度がスタートしました。
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36

(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状

森林経営管理法(以下「法」という。)では、①森林所有者に森林の経営管理を促すため責務を明確化した上で、②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、③そのうち、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託、④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を実施することとされています。また、森林所有者の全部又は一部が不明な場合には、所定の手続を経て、不明森林所有者は経営管理権集積計画に「同意したものとみなす」特例措置が設けられています。

令和2年度末時点の制度の取組状況をみると、意向調査の準備作業を含め、私有林人工林のある市町村の約8割(1,201市町村)が森林経営管理制度に係る取組に着手しています。また、約5割の市町村が意向調査により、累計約40万haで実施されています。さらに、約1割の市町村で経営管理権集積計画が累計約3,500ha策定されています。また、「探索」を行い、所有者の特定に努めている市町村は51(宛先不明等)の場合で、「探索」を行い、探索を行った所有者等約2,300人のうち、判明した市町村(令和2年度)あり、探索を行った所有者等約1,300人となっています。探索の結果、共有者の一部が不明で、法第11条に基づく公告により経営管理権の設定に至ったのは1町です(令和4年2月末時点)。

(3) 特例措置の活用に向けた視点

本ガイドラインでは、所有者不明森林の場合にも、通常の経営管理権集積計画を定める場合と同様に、各々の森林の状態に応じた最適な経営管理が行われるよう、市町村にバランスのよい判断の視点を提供することを目指しています。各市町村において、特例措置の活用が積極的に進むことを期待しています。

2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

(1) 森林の有する多面的機能

- 特例措置の活用に応じたのは、法の目的である「林業の持続的発展」及び「森林の有する多面的機能の発揮」にいかん貢献するか、といった視点が重要です。特に森林の有する多面的機能(図1)については、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすことから重要なものです。
- 国民が森林に期待する働き(図2)として、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養といった公益的機能が上位にあり、近年では木材生産への期待も高まっています。各地域で森林整備を進めるに当たって、特例措置を活用する際には、森林のどのような機能に着目するのか、地域のニーズに合致しているのか等について検討することが、不明森林所有者が現れた際の説明に備える上でも重要と考えられます。



図1 森林の有する多面的機能

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる産業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連機関資料(平成19年11月)。「【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に算出評価が可能な一部の機能について評価(年間)したものの、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

資料：総務省「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年、令和元年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを優先順位を付けて記載。
注2：選択肢は、他にない、わからない、その他を除いて記載。

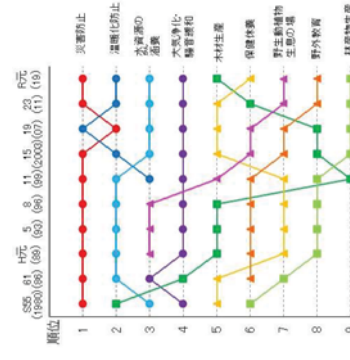


図2 国民が森林に期待する働き

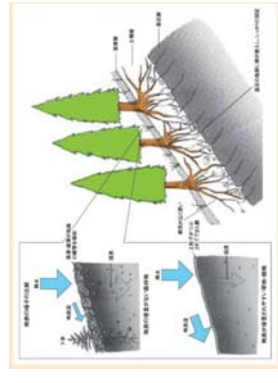
1 (2) 森林整備の必要性

- 2 ○森林、とりわけ人工林は適切な手入れ(下刈、除伐、間伐など)を実施しなければ、その機能が十分に発揮されないことから、適時適切な手入れが必要となります。
- 3
- 4
- 5 ○特に多面的機能の発揮(例えば森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能(図3)の観点からは、「間伐」を適切に実施していくことが重要であり、特例措置を活用するに当たっては、このような間伐の効果や重要性について整理をしておくことが必要です(間伐の効果等についての詳細は、参考資料「森林管理水準に関する知見の整理結果」を参照。)
- 6
- 7
- 8 ○また、我が国の人工林の半分が一般的な主伐期である50年生を超えていることを踏まえると、人工林資源の循環利用を推進しつつ、森林を多様で健全な姿へと誘導していくことも重要となります(図4)。このため、林業適地の人工林については、適正な伐採と再造林の確保を図るとともに、そうでない人工林については、広葉樹林化等を進めることも、多面的機能の発揮の観点からは検討が必要です。

16 <多面的機能の発揮の仕組み>

- 17 ✓ 多面的機能が発揮されるためには、間伐等の手入れにより、①立木の成長を促進し、しっかりと根を張ること、②光環境を改善し、下層植生を豊かにすること等が必要。

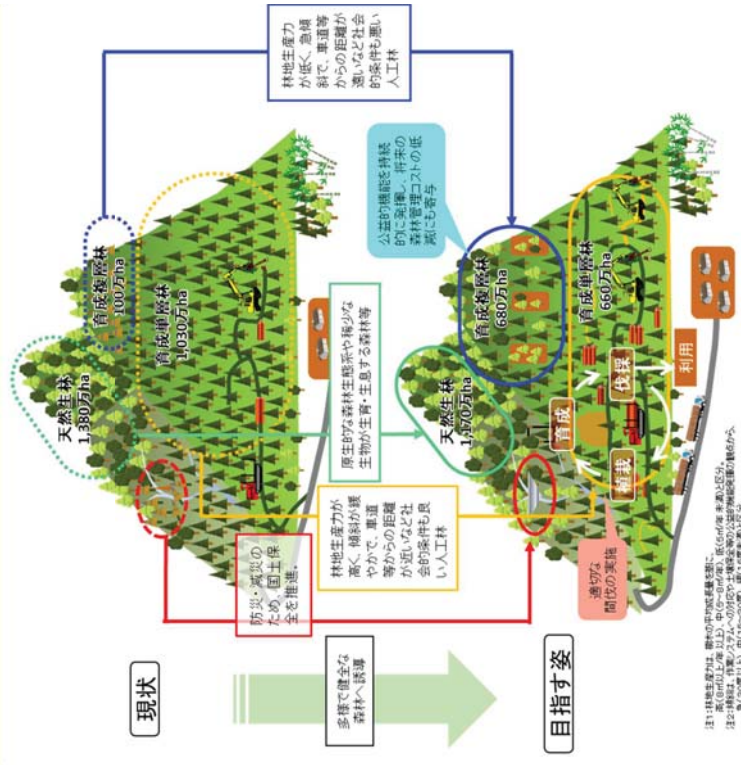
19 (例)：山地災害防止・土壌保全機能



20 図3 森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能

21 資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナーNo.2 くらしと森林」

- 育成単層林を維持する森林
- 多様な伐期と植栽での確実な更新を図り、資源を循環利用していく森林として位置づけ。
 - 公益的機能の発揮を同時に図る森林では、皆伐面積の縮小・分散や、伐期の長期化、植栽による確実な更新で、伐採に伴う裸地化の影響を軽減。
- 育成複層林に誘導する森林
- 自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により複層林化を図り、公益的機能の発揮を図る森林として位置づけ。
 - 天然生林のうち里山など継続的な利用や管理が必要な森林では、更新補助作業等により、育成複層林に誘導。
- 天然生林を維持する森林
- 主に天然力により健全性が確保される森林として位置づけ。
 - 自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。



22 図4 森林の誘導の考え方(概要)

1
2
3

1 3 共有者不明森林等に係る特例の手続

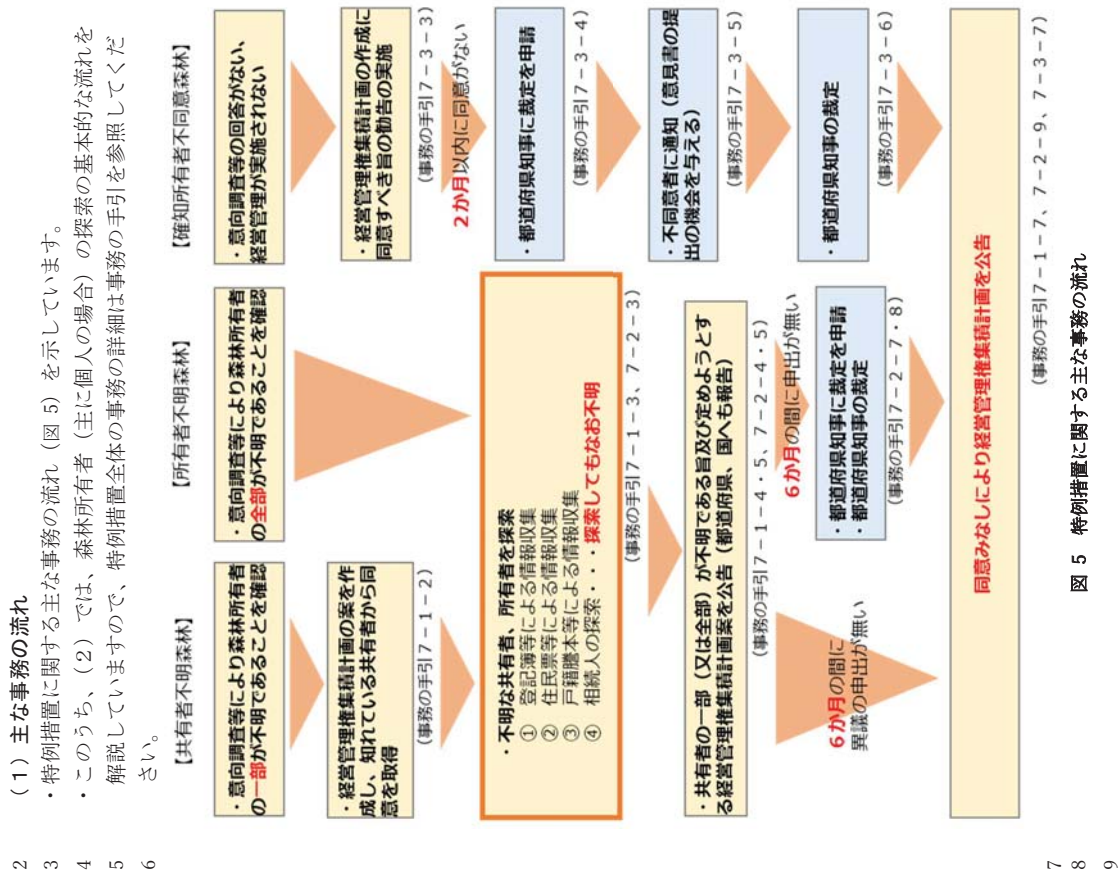


図 5 特例措置に関する主な事務の流れ

(2) 所有者探索の基本的な流れ

- ・公的書類を活用した森林所有者の探索の流れ (図 6) を示しています。「探索に関する基本用語」も併せて参照してください。
- ・具体的な探索のフロー、ポイントは、①から④までを参考にしてください。

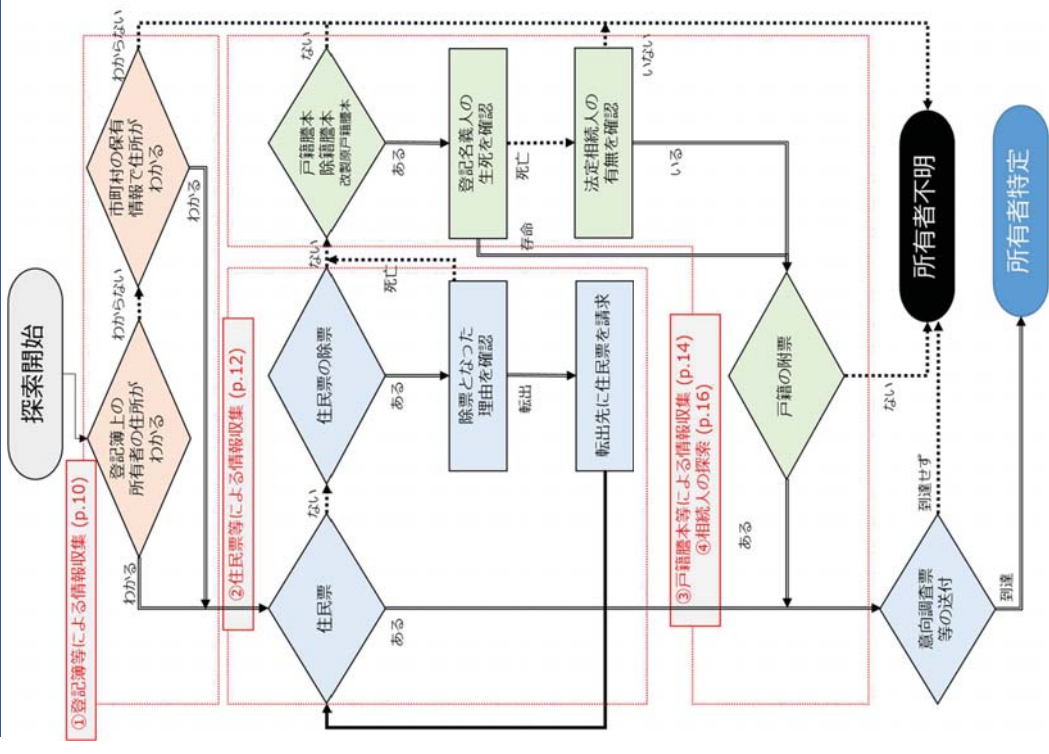


図 6 森林所有者の探索の流れ

1 【探索に関する基本用語】

2 **○戸籍**

3 日本人が出生してから死亡するまでの身分関係（出生、婚姻、死亡、親族関係等）について、登
4 録・公証するもの。現在の戸籍は、原則として1組の夫婦及びその夫婦と同じ氏の未婚の子を編
5 成単位として作られている。戸籍法に基づき届出によって記録され、本籍、筆頭者氏名、氏名、
6 生年月日、戸籍に入った原因（婚姻、出生等）及び年月日、父母の氏名及び父母との続柄、婚姻・
7 離婚・死亡・その他重要な事項等が記載されている。本籍地の市町村において管理されている。

8 **○戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍抄本（個人事項証明書）**

9 戸籍謄本は戸籍の全部を証明するもの。抄本は戸籍の一部個人を証明するもの（例：戸籍に2
10 人以上記載がある内の1人分など）。

11 **○戸籍の附票**

12 戸籍（本籍）を定めてから以降の住所の移転の履歴が表示されるもの。戸籍の表示（筆頭者氏
13 名、本籍地）、氏名、住所、住所を定めた年月日等が記載されている。また、戸籍と戸籍の附票
14 は連動しているため、戸籍が除籍となれば、戸籍の附票も除附票^{*1}となる。

15 **○除籍謄本^{**2}**

16 婚姻、離婚、死亡、転籍（本籍地を変更）等によって、その戸籍に記載されている者が誰もいな
17 くなった状態の戸籍（戸籍謄本に記載されている者が誰もいない状態になると、その戸籍は閉鎖
18 されて戸籍簿から削除される）。

19 **○改製原戸籍（かいせいげんこせき）^{**2}**

20 戸籍は法令の改正によって現在までに何度か形式が変わっている。この法令の改正による戸籍
21 の形式の変更を「改製」と言い、改製によって閉鎖された戸籍が改製原戸籍となる。また、平成
22 6年の戸籍法改正で戸籍管理がコンピュータ化されたことにより、従来の縦書きから横書きの
23 様式に変更されたが、この法改正により作り変えられた古い方の戸籍も改製原戸籍である。なお、
24 慣用的に「かいせいげんこせき」とも読まれる。

25 **○住民票**

26 各市町村で作成される住民の氏名や住所等を記録した帳票で、住民の居住関係を公証するもの。
27 氏名、生年月日、性別、住所、住民となった年月日、届け出日及び従前の住所等が記載されてお
28 り、世帯主の氏名と世帯主との続柄、本籍及び筆頭者氏名の記載の有無も選択することができる。
29 また、住民票に記載されている全部の人を写した「住民票謄本（世帯全員）」と、一部の人を写
30 した「住民票抄本（世帯一部）」がある。

31 **○住民票の除票^{**1}**

32 転出や死亡した方等の住民票は住民基本台帳から除かれるため「除かれた住民票（除票）」とな
33 る。住民票に記載されている事項の他に、転出の場合には転出先の住所及び異動年月日、死亡の場
34 合は死亡年月日が記載されている。

35 ^{*1} 令和元年6月20日に施行されたデジタル手続法等により保存期間が150年になるまでは保存期間が5年だ
36 ったため、平成26年6月20日より前に消除されたものは廃棄されている可能性が高い。

37 ^{*2} 平成22年6月1日に施行された改正戸籍法で保存期間が150年になるまでは保存期間が80年だったため、
38 昭和10年6月1日より前に作成されたものは廃棄されている可能性が高い。

11 **① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（1））**

12 まずは、登記簿や不明森林所有者の情報を保有すると思われる者から情報を
13 集めます。

14 **概要**

- 15 ○不明森林所有者を探索するにあたり、まずは当該森林の森林所有者の氏名、
16 住所について情報を得る必要があります。
- 17 ○そのため、所有者不明森林の土地について登記事項証明書の交付を登記所
18 （法務局）に請求し、所有者の情報を取得します。

19 **事務フロー**

20 **その1：土地及び立木の登記簿を取得**

21 →森林の土地及び立木の登記事項証明書を請求

22 **その2：森林の所有者情報を確認**

23 →表題部所有者、所有権に関する事項を確認し、土地及び立木の所有者の氏
24 名・住所を確認

25 **その3：登記簿以外による情報収集**

26 →不明森林所有者の情報を有すると思われる者から情報収集（後述の4類型
27 を対象としており、自治会長等のいわゆる地域精通者などへの聞き取りなど
28 は不要であることに留意）

29 **登記事項証明書の請求（ワンポイント）**

- 30 ・市町村が登記事項証明書（図7）の交付申請を行う場合、公用請求ができた
31 め費用はかかりません（登記手数料令第19条）。
- 32 ・申請から交付までに要する時間は、法務局の窓口で申請する場合は最短で当
33 日中、郵送の場合は1週間程度が見込まれます。
- 34 ・登記事項証明書は全国の法務局において請求できるため、最寄りの法務局で、
35 その法務局の管轄外の登記簿も受け取ることが可能です。
- 36 ・登記事項証明書の取得の際は、登記記録の全部が記載された「全部事項証明
37 書」を取得しましょう。
- 38 ・法人の探索の場合、解散後、清算終了していることもあるので、法人の閉鎖
39 事項証明書を入手することが考えられます（土地の閉鎖登記簿謄本とは異な
40 ります）。なお、閉鎖事項証明書の入手のためには、管轄の法務局へ行くか、
41 郵送にて請求する必要があります。

③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2）本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。

概要

- 戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています。
- 本籍地の市町村に戸籍の附票の写しを請求することで、現住所を確認します。
- 得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認します。

事務フロー

その1：戸籍謄本等を請求

- 住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍謄本を請求。戸籍謄本中に転籍の記載があれば転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求。戸籍謄本と同時に、現住所を確認するため、戸籍の附票も請求。戸籍謄本等で死亡していることが判明した場合は、相続人を探索。

その2：森林の所有者情報を確認

- 得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認。

戸籍謄本・戸籍の附票の写し等の請求（ワンプoint）

- ・転籍先の市町村に住民票や戸籍謄本等を請求する際は、返信用封筒も同封すると丁寧です。
- ・「戸籍謄本」は戸籍に入っている全員分、「戸籍抄本」は戸籍の一部の人（通常一人分）の情報が得られるため、相続人を探索する場合は「戸籍謄本」（図9）を請求します。
- ・自治体事務を進めるために、請求先の各市町村のHP等から、必要な書類や請求方法を事前に確認することも考えられます。この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると手続がスムーズに進むと考えられます。

<請求の例>

- 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）
 - 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の本籍地を確認する必要があるため。
- 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場）
 - 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の本籍地を確認する必要があるため。森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

請求書のフォーマット例。表には「請求者の住所」、「請求者の氏名」、「請求者の生年月日」、「請求者の性別」、「請求者の職業」、「請求者の電話番号」、「請求者のメールアドレス」などの項目が記載されています。また、「請求事由」欄には「本籍地及び転籍先」を選択するオプションがあります。

図 8 請求様式の例

- 1 <請求様式の例>
- 2 ■ 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）
- 3 →森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の住所を確認する必要があるため。
- 4 ■ 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場合）
- 5 →森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため、森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

- 6 ■ 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場合）
- 7 →森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため、森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

<参考：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）>

第12条の2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記載されている者に係る住民票の写しで第7条第8号の2及び第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第8号まで、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- ① 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
- ② 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名
- ③ 当該請求の対象とする者の氏名及び住所
- ④ 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項。

＜参考Ⅰ：戸籍法（昭和22年法律第224号）＞
第10条の2（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するため
に必要がある場合には、戸籍簿本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当
該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条
項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。

＜参考Ⅱ：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）＞
第20条（略）

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町
村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの
交付を請求することができる。

＜参考Ⅲ：戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省令第1号）＞

第1条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第20条第1項の規定による戸籍の附票の写し
（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村
（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下
同じ。）の交付の請求は、法第20条第5項において読み替えて準用する法第12条第2項各号
及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以
下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。

戸籍簿本

本籍	〔(1) 一部〕	〔(2) 一部〕	〔(3) 一部〕	〔(4) 一部〕	〔(5) 一部〕	〔(6) 一部〕	〔(7) 一部〕	〔(8) 一部〕	〔(9) 一部〕	〔(10) 一部〕	〔(11) 一部〕	〔(12) 一部〕	〔(13) 一部〕	〔(14) 一部〕	〔(15) 一部〕	〔(16) 一部〕	〔(17) 一部〕	〔(18) 一部〕	〔(19) 一部〕	〔(20) 一部〕	〔(21) 一部〕	〔(22) 一部〕	〔(23) 一部〕	〔(24) 一部〕	〔(25) 一部〕	〔(26) 一部〕	〔(27) 一部〕	〔(28) 一部〕	〔(29) 一部〕	〔(30) 一部〕	〔(31) 一部〕	〔(32) 一部〕	〔(33) 一部〕	〔(34) 一部〕	〔(35) 一部〕	〔(36) 一部〕	〔(37) 一部〕	〔(38) 一部〕	〔(39) 一部〕	〔(40) 一部〕	〔(41) 一部〕	〔(42) 一部〕	〔(43) 一部〕	〔(44) 一部〕	〔(45) 一部〕	〔(46) 一部〕	〔(47) 一部〕	〔(48) 一部〕	〔(49) 一部〕	〔(50) 一部〕	〔(51) 一部〕	〔(52) 一部〕	〔(53) 一部〕	〔(54) 一部〕	〔(55) 一部〕	〔(56) 一部〕	〔(57) 一部〕	〔(58) 一部〕	〔(59) 一部〕	〔(60) 一部〕	〔(61) 一部〕	〔(62) 一部〕	〔(63) 一部〕	〔(64) 一部〕	〔(65) 一部〕	〔(66) 一部〕	〔(67) 一部〕	〔(68) 一部〕	〔(69) 一部〕	〔(70) 一部〕	〔(71) 一部〕	〔(72) 一部〕	〔(73) 一部〕	〔(74) 一部〕	〔(75) 一部〕	〔(76) 一部〕	〔(77) 一部〕	〔(78) 一部〕	〔(79) 一部〕	〔(80) 一部〕	〔(81) 一部〕	〔(82) 一部〕	〔(83) 一部〕	〔(84) 一部〕	〔(85) 一部〕	〔(86) 一部〕	〔(87) 一部〕	〔(88) 一部〕	〔(89) 一部〕	〔(90) 一部〕	〔(91) 一部〕	〔(92) 一部〕	〔(93) 一部〕	〔(94) 一部〕	〔(95) 一部〕	〔(96) 一部〕	〔(97) 一部〕	〔(98) 一部〕	〔(99) 一部〕	〔(100) 一部〕
----	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------

発行番号 ●●●●●●●●●●

これは、戸籍に記録されている事項の全部事項を証明した書類である。
平成●●●●年●●月●●日 ●●市長 印

図9 戸籍簿本・戸籍の附票の写しの例

④ 相続人の探索（事務の手引7-1-1-3-1（3））
登記名義人等の森林所有者が死亡していた場合は、相続人を探索します。

概要

- 登記名義人等の森林所有者が、戸籍簿本等により、死亡していることが判明した場合は、その戸籍簿本に記載されている相続人を確認します。
- 相続人を確認するには、被相続人から死亡するまでの一連の戸籍を取得する必要がある（前婚の子、婚外子が存在することがあり、それらすべてを捕捉する必要があります）。
- 相続人が死亡又は所在不明になっている場合は、公告の手段に進みます。

事務フロー

その1：相続人の戸籍の附票の写しを請求して現住所を確認

→戸籍簿本等で確認した相続人の本籍地の市町村に、相続人の戸籍の附票の写し又は削除された戸籍の附票の写しを請求。

その2：森林の所有者情報を確認

→得られた情報をもとに、相続人に対して意向調査票など森林所有者者を特定する書類の送付等を行う。相続人が死亡していた場合であっても、相続人の相続人（孫等）の所在が分かれば、その者に対して森林所有者者を特定する書類の送付等を行う。相続人の相続人（孫等）も所在がわからなければ、所有者（共有者）が不明である旨の公告の手段に進む。

相続人の探索範囲等

- ・市町村の長は、登記事項証明書や戸籍簿本、住民票等を基に所有者の探索を行うことになりませんが、法令の規定（森林経営管理法施行令第1条、施行規則第9条）により、原則として探索する範囲は、登記簿上の所有者及びその相続人（一般的には、配偶者や子）となります。
- ・しかしながら、登記記録が現に所有していると思料される者の祖父母の代で留まっているものも相当程度あるであろうことや、探索の結果、孫の所在を把握できる可能性もあること等を踏まえれば、運用上では、探索を尽くすという観点で、所在が把握できる場合にあっては孫の代まで探索する等、丁寧な探索を行うよう努めます。
- ・全ての相続人を把握するためには、被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍が必要となります。死亡時の戸籍簿本の情報だけでは把握できない相続人が存在する可能性があるため、除籍簿本や改製原戸籍簿本も入手します。
- ・この際、相続関係説明図（家系図のようなもの。図11）を作成すると、相続人の探索に漏れがないか確認できます。

1 ・登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸
2 籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなどは、登記名義人の所在を把握す
3 る方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活
4 用に進みます。現地で聞き込みを行って法定相続人を探索するなど、フィー
5 ルドワークを実施する必要はありません。

6 <参照条文>

7 ○森林経営管理法施行令

8 第1条 (略)

9 ①～③ (略)

10 ④ 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定
11 めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併に
12 より設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思路される者が記録
13 されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思
14 料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林
15 共有者関連情報を保有すると思路される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提
16 供を求めること。

17 ⑤ 前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思路される者に対
18 して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水
19 産省令で定める措置をとること。

20 ○森林経営管理法施行規則

21 第9条 市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求め
22 るときは、次に掲げる措置をとるものとする。

23 ① 登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿
24 又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されて
25 いる戸籍簿本又は除籍簿本の交付を請求すること。

26 ② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票
27 を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除法
28 された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

29 ③、④ (略)

1 <参考：法定相続人の相続順位（民法）> ※図 10、図 11 も参照のこと

2 ●配偶者（常に相続人となる）

3 第890条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条又は前
4 条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(※ここでいう配偶者とは、戸籍に届出のある夫又は妻に限られ、内縁関係の者は相続人に
なることはできない。)

●子（第一順位）

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若
しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者が子がこれを代襲して相続人
となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、
若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

(※実子、養子、非嫡出子のいずれも相続人となる。被相続人の子(A)が、相続の開始以前
に死亡している等により相続人となれない場合、Aの子(B)が、Aに代わって相続人とな
る。さらに、Bも死亡している等により相続人となれない場合は、Bの子のCが相続人と
なる(再代襲)。)

●直系尊属（第二順位）

●兄弟姉妹（第三順位）

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、
次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

① 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

② 被相続人の兄弟姉妹

2 第887条第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。

(※被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡している等により相続人となれない場
合、その者がその者に代わって相続人となる。兄弟姉妹の場合は再代襲がないため、
代襲は一代限りとなる。)

- 4 具体的な活用場面における検討
- (1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか
- 森林経営管理法が創設されるまでは、所有者が不明な場合に市町村が森林整備を行うことができる仕組みとして「要間伐森林制度」が森林法に設けられていたところです。当該制度では、災害の防止等の四つの公益的な要件に照らして、災害等が発生する蓋然性を考慮した上で都道府県知事が裁定を行うなど、手続が厳重で実際の活用事例はありませんでした（当該制度は発展的に解消され、森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が創設されたところです）。
 - 一方、森林経営管理法における特例措置は、前述の四つの公益的な要件に関係なく、所有者の全部又は一部が分からない場合に、森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と判断すれば活用が可能な仕組みです。
 - このため、公益的機能の発揮はもろろんのこと、木材生産を目的とした活用も可能ですし、地域の要望に応じて活用することも可能なものです。地域の関係者や確知した森林所有者の意向を聞きながら、地域のニーズに応じて、柔軟に活用の是非を判断してください。
 - 具体的には、以下のQ&Aを参照してください。

- ① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合
- [Q 1] 林業経営者に再委託して木材生産をしたい
- 林業経営者に伐採、販売等を再委託する場合にも、特例措置を活用することは可能か。何か留意すべき事項があるか。
- 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とした活用は可能。さらには、木材生産から加工・流通を含めた産業振興や地域振興といった観点を目的とするなど、地域のニーズに応じて、柔軟に判断し得るもの。
 - なお、木材生産を指向する場合も、森林の有する公益的機能の発現に支障が生じないよう、市町村においては適切な整備が行われるよう留意する必要がある。

- ② 地域住民の意向や市町村の方針
- [Q 2] 地域住民の要望に対応したい
- 災害の蓋然性が高いとは言えないが、地域から手入れをしてほしいという要望がある場合に、特例措置を活用することは可能か。また、他地域より優先的に対応することは考えられるか。
- 市町村森林整備計画等の市町村の定める方針に従い、対象箇所を検討した上で、地域住民の意向を踏まえた対応をとること（又は優先順位を上げること）は当然行い得る。

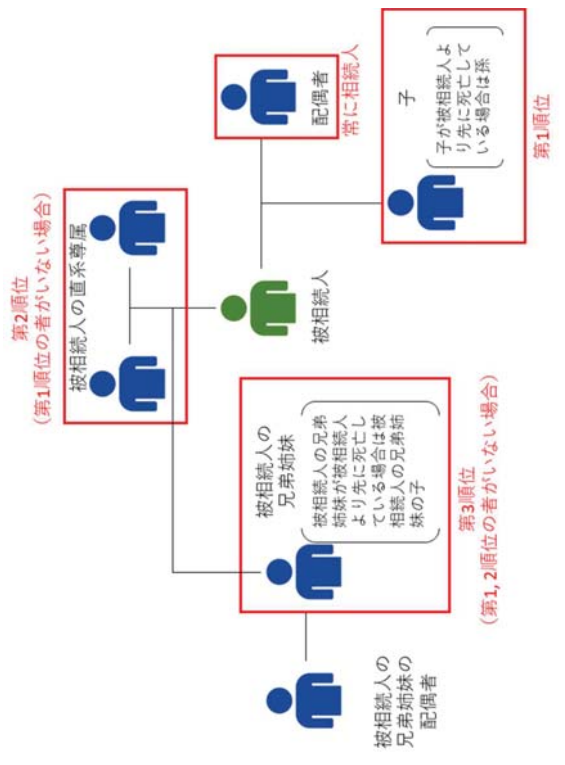


図 10 現行民法における法定相続人の範囲の代表例

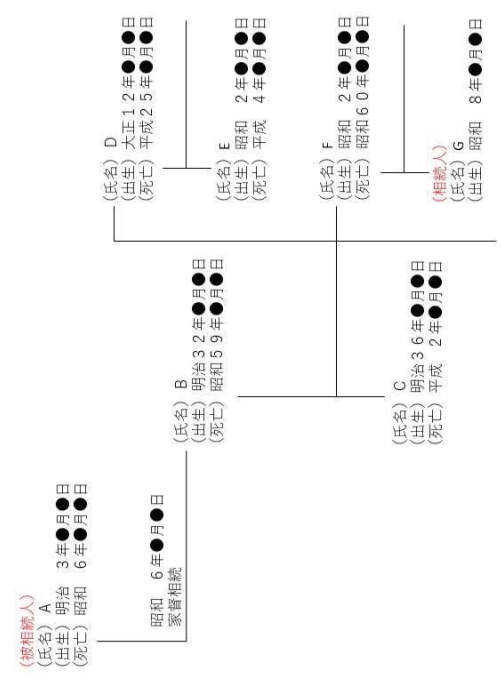


図 11 相続関係説明図の作成例

【Q3】 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている

市町村の体制を踏まえると、所有者不明の森林には優先的に取り組めない。
 確知所有者の森林から対応してもかまわないか。

- ☞ 市町村の限られたマンパワー、知見・ノウハウで整備を着実に進めていくことが重要であることから、確知所有者の森林から対応することで差し支えない。しかし、それのみをもって所有者不明森林に対応しないということにならないよう、市町村としての整備の方針を明確にして対応する必要がある。

(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか

- まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などを集め、経営管理を行う必要性（手入れが必要かどうか）を把握します。
- 現地調査（立木の計測、踏査等）については、少なくとも森林整備を実施するまでには行うようにし、森林整備の必要性を対外的に説明できるようにしておくべきです。特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定を申請する場合は、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることを合理的に説明する資料を整えておくことが必要です。
- 森林整備が必要な森林の判断の目安としては、樹冠長率、形状比（p.22コラム参照）などを参考に判断することが考えられます。
- さらに、対外的な説明材料の一つとして、市町村森林整備計画において定めたゾーンニングを有効活用することも検討します。

① 森林の状況の把握方法

【Q4】 森林の情報の把握方法に迷っている

手入れが必要な森林の状況は、どのように把握すればよいのか。

- ☞ 落葉落枝（A0層）の流出や細根の露出が生じていることを一つの目安とする。植生の有無など、定性的な情報、目視で情報を収集するだけでもよい。
- ☞ 現地調査ができない場合、まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などから、経営管理を行う必要性を把握すればよい。
- ☞ ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査（立木の計測、踏査等）をし、森林整備の必要性を対外的に説明できる資料を用意しておくべきである。この場合、ドローンや地上レーザ計測等を活用し、調査を簡素化することも可能。



図 12 下層植生が少ない森林（左）と多い森林（右）の例

② 森林整備が必要な森林の判断の目安

【Q5】 森林整備の必要性の判断の目安として、どのような指標を用いることとすればいいか。

次のような指標を参考に、過密状態を判断して整備を行うことが考えられる。なお、具体的な数値を記しているが、特例措置に特化した数値を設定する必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で判断してよい。このほか、都道府県単位で、研究機関等が普及している知見をもとに判断してもよい。

- イ 樹冠長率（樹冠の高さ÷樹高）
 - ・ 40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられる。
- ロ 形状比（樹高÷胸高直径）
 - ・ 80%以上の場合、整備の対象とすることが考えられる。
- ハ 立木密度
 - ・ 施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢ごとに成立本数の妥当性を評価することが考えられる。

《コラム》樹冠長率と形状比

樹冠長率とは、林木の樹高①に対する生きた枝葉がついている範囲②の割合（②÷①）です。林木が混み合ってくると樹冠の下層まで十分に光が届かなくなるため、下枝が枯れて②が小さくなり、樹冠長率が低くなります。一般的に40%以下のものは整備の必要性が高いと考えられます。

形状比とは、樹高①を胸高直径③で割って得られる数値です。樹木は混み合って生育すると幹の肥大成長が遅れて細長い形状となるため、形状比が高くなります。一般的に形状比が80を超えると林分が混み合っている状態にあり、風倒被害も発生しやすいと考えられます（図13）。

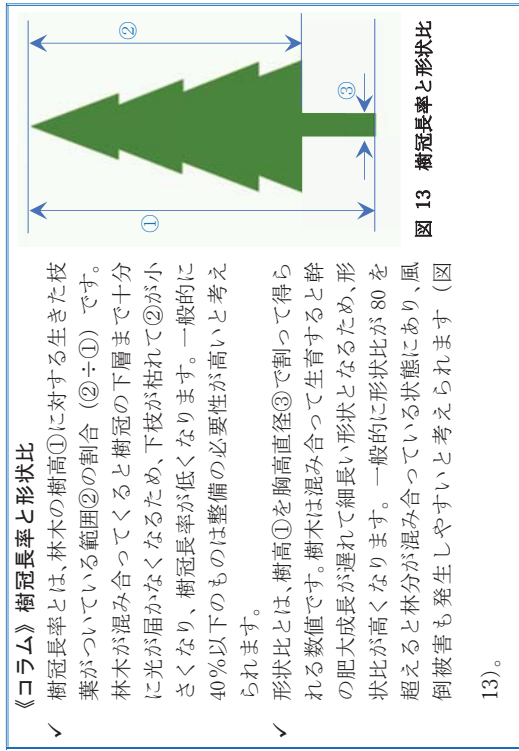


図 13 樹冠長率と形状比

③ 地形的要因、法指定等の検討

- 1 **【Q6】 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい**
- 2 地形などから、考慮すべきことはあるか(あるいは判断することは可能か)。
- 3 土砂災害防止を目的とした運用の場合は、地形傾斜が30～35度以上を整備
- 4 が必要ない目安の一つとすることが考えられる。
- 5 地形や地質の把握は、現地調査が難しい場合には、微地形表現図や地質図
- 6 といった文献調査を活用する。
- 7 また、地域の過去の災害発生状況等から、地域ごとに目安を置くことも考
- 8 えられる。

【Q7】 保安林の扱いに迷っている

- 9 保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか。
- 10 山地災害危険地区や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順
- 11 位を検討する。その際、都道府県の治山事業の計画と調整して対応すること
- 12 とし、都道府県において整備する計画がなければ、市町村が対応することも
- 13 考えられる。

【Q8】 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい

- 14 所有者不明森林に松くい虫の被害木があることから、特例措置を活用した
- 15 管理を行うことは可能か。
- 16 病虫害の温床となる可能性がある場合など、経営管理の必要性がある場合
- 17 は、積極的に活用を進めることが望ましい。なお、森林病害虫等防除法に基
- 18 づき各種の措置が講じられていることから、活用に応じた必要措置と十
- 19 分調整を行うことが望ましい。

(3) どのような内容の整備を行うか

- 20 所有者不明森林・確知所有者不同意森林ということで、特別な経営管理を行
- 21 う必要はありません。森林の状況(樹種、林齢、地形等)に応じた必要な施
- 22 業を柔軟に選択します。

① 間伐等の実施

【Q9】 搬出間伐を実施したい

- 24 切捨間伐だけでなく、搬出間伐を実施することも可能か。
- 25 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とし
- 26 た活用は可能であり、搬出間伐を実施することも可能。
- 27 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、例えば搬出に伴う表土流出が起
- 28 きないようにするなど森林の公益的機能の発揮に支障が生じないよう留意す
- 29 る。

【Q10】 列状間伐を実施したい

- 1 間伐の方法を列状間伐とすることは可能か。
- 2 施業体系上、列状間伐を実施することで間伐の効果が得られる場合は、
- 3 列状間伐も選択肢となる。
- 4 なお、劣勢木や被圧木を伐採し、間伐後の形状比を効率的に減少させる
- 5 という観点では、定性間伐(下層間伐)の実施が効果的であり、急傾斜地や立
- 6 木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、
- 7 間伐率を検討する。

【Q11】 天然更新を期待した伐採を実施したい

- 8 針広混交林化を目的に、天然更新が行われることを期待して、強度(伐採率
- 9 40%等)の伐採を実施することは可能か。
- 10 伐採地の周辺に広葉樹が残存するなど、森林の状況に応じて、天然力によ
- 11 る更新が期待できる場合は、強度な伐採を行うことも選択肢となる。この場
- 12 合、継続的に更新の状況をモニタリングすることが必要。
- 13 一方、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害
- 14 のリスクが高まる場合もあることから留意が必要であり、存続期間を長めに
- 15 設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討。

【Q12】 主伐(皆伐)を実施したい

- 16 主伐(皆伐)を実施することは可能か。
- 17 林業経営者へ再委託する場合など、林業経営の効率化を目的に特例措置を
- 18 活用する場合もあり、その際に主伐(皆伐)を実施することは可能。
- 19 森林の公益的機能の持続的発揮のため、再造林等による確実な更新が図ら
- 20 れるよう取り組みが必要がある。
- 21 このほか、間伐を行っても、森林の有する多面的機能を維持することが難
- 22 しいと考えられる場合は、樹種転換を実施することも検討。ただし、皆伐行
- 23 為そのものは一時的には公益的機能を低下させるものであり、伐採方法や更
- 24 新方法、更新(植栽)樹種については、今後の経営管理の方向性や市町村の
- 25 ゾーニング等に鑑みて検討。

② 経営管理権の存続期間の目安

【Q13】 存続期間の設定に迷っている

- 26 経営管理権の存続期間は、どの程度の長さに設定すれば良いか。
- 27 特例措置を活用するからといって特別な期間設定とする必要はなく、経営
- 28 管理の目的、内容に沿った期間設定を行えばよい(既に周囲の森林で経営管
- 29 理権を設定している場合は、それと同様の期間設定にする等)。この際、共有
- 30 者のうち知られている森林所有者から継続的な管理の要望が出された場合は、
- 31
- 32
- 33

1 必要に応じて、長期の期間設定も検討する。
2
3 このほか、特例措置を活用することへの不安視から、存続期間を縮減する、
4 あるいは、間伐の実施回数を減らすといった対応は合理的ではないことに留
5 意する。

(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法

7 ▶ 共有者不明森林の特例措置は、確知森林所有者の持分割合に関係なく活用が
8 可能です。このため、持分の過半の森林所有者が分からなくなるときにも、当然
9 に活用が可能なものです。なお、確知（判明）している者全員の同意は必要
10 です。

① 確知した状況別の整理

【Q14】 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない

14 共有者不明森林において、確知（判明）している森林所有者の全員が市町村
15 への委託に同意をしている。一方で、確知所有者の持分割合は過半数に達し
16 ておらず、このような場合、特例措置を安心して活用できるものか。

17 ▶ 共有者不明森林の特例措置は、確知所有者全員の同意を条件として、公告
18 期間に異議の申出がなければ不明共有者の同意があったものとみなすことと
19 されている。このため、その持分割合に関係なく活用が可能。

【Q15】 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい

19 共有者不明森林において、確知森林所有者の持分割合が、過半数に達してい
20 るか否かで経営管理の方法や目的を変えた方がよいか。

21 ▶ 経営管理の方法や目的は、個別の森林の状況に応じて検討を行うべきもの
22 であり、確知森林所有者の持分割合を考慮する必要はない。

【Q16】 所有者が全員不明な森林の整備をしたい

23 登記簿上の森林所有者の戸籍や住民票を請求しても該当がなく、その他の
24 情報についても市町村では有していない。所有者不明森林の特例措置の活
25 用に当たって留意することはあるか。

26 ▶ 所有者が全員不明の場合は、所有者自らの経営管理は期待できないことか
27 ら、市町村で経営管理を行うことが必要かつ適当と判断した森林については、
積極的に活用を検討することが望ましい。

《コラム》 認可地縁団体

登記名義上「〇〇ほか何名」といった共有の形となっている森林について、
個人間の共有物である場合がありますが、入会地として集落等で所有管理さ
れていた土地の場合もあります。後者の入会地の場合で共有者や相続人が極
めて多数にわたる場合は、

- 認可地縁団体構成員と共有者の範囲が一致している場合など、認可地縁
団体の所有といえる場合は、地方自治法に基づく登記の特例（地方自治
法第260条の38）を活用し、市町村の証明により所有権の保存又は移転
の登記を行う方策の検討
- 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の活用により
都道府県知事の認可を得て、所有権移転登記を行う方策の検討
など他の手段を検討することが考えられます。こういった手段を用いるかを
検討する際には、当該森林を含めて今後の管理等に係る地元の意向を把握す
ることが重要です。

国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のた
めのガイドライン第3版（令和元年12月公表）」の本文や事例集も参考にし
てください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html

② 不同意者がいた場合の対応

【Q17】 確知した所有者から返信がなく困っている

共有者不明森林で特例措置を講じようと考えているが、判明した共有者の
ごく一部から合意する旨の返事がない（意思表示がない）場合、法第16条
の確知所有者不同意森林の特例の活用を検討したい。さらに、訪問して意思
を確認するなどの対応が必要か。

▶ 共有者の一部から合意する旨の返事（意思表示）がなく、書留郵便等によ
り、当該共有者が書類を受領していることが確実な場合は、確知所有者不同
意森林の特例措置の活用が考えられる。意向の把握に当たっては、当該者が
市内在住で従前からやりとりがある者等であれば、現地に訪問して意向を確
認することも考えられるが、そうでない場合は、原則、書類のやりとりのみ
で特例措置の手続を進めてよい。なお、同意勧告に当たっては、確知した所
有者に書類が確実に到達するよう、書留郵便等による方法を検討するととも
に、督促も必要に応じて実施することが望ましい。

5 ケーススタディ

これまでで共有者不明森林の特例措置に取り組んだ市町村や探索を実施した市町村の取組事例を参考に、いくつかのケースを整理しました。実際には様々な場合分けが発生することが考えられますので、各ケースの考え方を参考にしてください。

(1) 共有者の一部が不明な場合

ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明

【森林の状況（パターン①）】

- スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。当該森林は集落のライフラインである公道に面しており、地元に住する森林所有者は町による早急な間伐の実施を望んでいる。

- 町としては、間伐を実施し、公益的機能の発揮に支障が生じないよう取組を進めたい考え。

【森林の状況（パターン②）】

- スギ人工林がまとまって存在している地域で、介在する小面積の共有林のみ、一部の共有者がわからない状況。

- 町としては、当該共有林を周辺の人工林と一体的に整備を行うことで林業経営者の再委託も見込めると考えており、集積・集約化を進めたい考え。

【所有者探索の状況】

- 町は当該森林の所有者について探索及び同意の確認を行ったところ、地元に住する全ての共有者から同意が得られた。

- 地元外に住していると思われる共有者については死亡が確認され、相続人（孫）の住所が判明。意向調査票を簡易書留で郵送するも宛先不明で到達しなかった。

- 宛先不明の共有者（相続人）について、町はそれ以上の情報を有していないため、共有者不明森林の公告手続を実施し、同意みなしの特例を活用した。なお、町は当該共有者の住所地への訪問は行っていない。

【事例の検討】

- 町は公的資料をもとに探索を確実にに行っているものと考えられること、不明な共有者以外からは全員同意が得られている状況であるため、共有者不明森林の特例措置を活用し、森林整備に結びつけることが適当と考えられる。

- 町は不明共有者と思われる者について、住所地への訪問による確認を行っていないが、原則、書類のやりとりのみで共有者不明森林の特例を適用して問題ないものと考えられる。

ケース2

一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示

【森林の状況】

- スギ人工林で、長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。
- 当該森林の傾斜は比較的緩く、近くに林道が通っていることから、場合によっては木材の搬出も可能な状況。

- 地元に住する当該森林の共有者は、自ら森林の手入れが難しく、市が代わりにやってくれるのであれば、経営管理を委託したいとの意向。

【所有者探索の状況】

- 市は当該森林の所有者について探索を行った結果に基づき同意の確認を行ったところ、市外在住の共有者（相続人）数名から、返信がない、又は不同意の意思表示があった。

- 市は確知所有者不同意森林の特例を活用するため同意勧告を簡易書留郵便により送付しており、返信がなかった数名については書類が確実に送達していることを確認している。

- 不同意の意思表示があった数名については、いずれも森林整備の実施そのものに対する反対ではなく、自分は相続人ではないとの主張で関わりたくないという意向であった。電話による説明を行い、手続の流れなども説明したが同意が得られなかった状況。

- 市は返信がない、または不同意の意思表示があった者に対して、再度、簡易書留郵便による同意勧告を行ったが、状況は変わっていない状況。

- 市は返信がなかった共有者の住所地の現地確認や、不同意の意思表示があった者（不同意者）に対する訪問説明は行っていない。

【事例の検討】

- 返信がない者に関して、書留郵便等の確実に本人に到達する方法で書面による確認を行っていただければ、確知所有者と判断して差し支えなく、確知所有者不同意森林の特例の活用を進められるものと考えられる（現地確認は不要）。

- また、不同意の意思表示があった者については、電話での説明、意向確認を行った上で、書類での意向確認を再度行っており、意向の把握に努めているものと考えられることから、確知所有者不同意森林の特例の活用を進めても差し支えないものと考えられる。なお、電話での意向確認の場合は、いつ誰が対応したのか、どのようなやりとりをしたのかを文書として保存しておくことが必要と考えられる。この場合、電話で同意が取られれば、合意形成の記録（応対記録）を書面で整理し、同意取得の書面として扱うことも可能と考えられる。ただし、何をもって同意があったと判断するかは難しい面があるため（例えば「勝手にしてくれ」との意思表示）、同意の取得については

- 1 可能な限り書面で取得することが望ましい。
- 2 「自分は相続人ではない」との主張を行った者について、市が行った相続人
- 3 調査の結果、所有者であることが推定される場合は、当該者から所有権の移
- 4 転を証する書面（売買契約書等）等により相続人ではないことが証明できな
- 5 ければ確知所有者として扱うべきであり、確知所有者不同意森林の特例の活
- 6 用を検討しても差し支えないものと考えられる。
- 7 ● 確知所有者不同意森林の特例の活用を検討する判断材料の一つとして、不
- 8 同意の意思表示があった者に対する同意勧告時に、「現状からみて森林整備
- 9 をすべきではない」「森林整備は必要ない」などの選択肢（チェック項目）
- 10 を設け、所有者が森林整備そのものに反対しているか否か等の「不同意」の
- 11 趣旨を確認し、書面で残る形にしておくことも考えられる。

12 **【確知所有者不同意森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項】**

- 13 ● 裁定の申請は市町村が確知所有者に同意の勧告を行ってから6か月以内に
- 14 市町村から都道府県に対して行う必要があるため、裁定提出時期に注意が
- 15 必要。
- 16 ● 裁定申請の書類により、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適
- 17 当であると合理的に説明できているかを確認。森林整備の必要性を示す定
- 18 量的指標は必ずしも必要ではないが、例えば、施業区域が分かる図面、森林
- 19 簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経
- 20 営管理権を設定し、予定されている経営管理を行うことの必要性が説明さ
- 21 れているかを確認。
- 22 ● 確知所有者への同意勧告の手続が適切に行われているかを確認。

24

1 (2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）

2 **ケース3** 戸籍を請求しても該当者がいない場合

3 **【森林の状況】**

- 4 ● スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履
- 5 歴も確認できない。
- 6 ● 当該森林は集落のライフラインである公道に面しており、地元に住する森
- 7 林所有者は市による早急な間伐の実施を望んでいる。
- 8 ● 市としては、間伐を実施し、公益的機能の発揮に支障が生じないよう取組を
- 9 進めたい考え。

10 **【所有者探索の状況】**

- 11 ● 市は当該林分の登記名義人の住所地に戸籍謄本等の請求を行ったが、登記名
- 12 義人全員について戸籍該当なしの結果であった。
- 13 ● 登記情報は明治時代に登記がなされて以降、更新されていない状況。
- 14 ● その他参考となる情報もなかった。

15 **【事例の検討】**

- 16 ● 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。
- 17 ● 戸籍謄本等の該当がない理由はいくつか考えられるが、今回の場合は明治時
- 18 代後期を最後に登記情報が更新されていない状況であることから、当時の除
- 19 籍謄本が保存期間満了により廃棄されたからではないかと思われる。
- 20 ● 法では、公的書類で探索を行うことができない場合はそれ以上の現地確認は
- 21 求められないため、本件においては所有者不明森林の特例を適用して差
- 22 し支えないものと考えられる。

23 **【所有者不明森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項】**

- 24 ● 裁定の申請は、市町村が所有者不明森林に係る公告を行って6か月経過し
- 25 た日から4か月以内に市町村から都道府県に対して行う必要があるため、
- 26 裁定提出時期に注意が必要。
- 27 ● 裁定申請の書類により、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適
- 28 当であると合理的に説明できているかを確認。森林整備の必要性を示す定
- 29 量的指標は必ずしも必要ではないが、例えば、施業区域が分かる図面、森林
- 30 簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経
- 31 営管理権を設定し、予定されている経営管理を行うことの必要性が説明さ
- 32 れているかを確認。
- 33 ● 法令に定める方法により探索が行われたかについて、市町村から提出された
- 34 相続関係図等により確認。また、市町村に対し更に過重な資料を求めるとい
- 35 ったことがないように留意。

29

30

ケース4 所有者不明森林が非常に小さい場合

【森林の状況】

- 対象森林はアカマツ 60 年生の林分で、面積は 20 ㎡程度。
- 周囲は松くい虫による被害を受けており、市が自らマツの樹種転換を実施するために、集積計画を策定済み。
- 対象森林については、現状被害が見られないことから、早急に手入れを行う必要はないが、今後、被害が拡大することも想定される。

【所有者探索の状況】

- 市は当該林分の登記名義人の住所地に戸籍謄本等の請求を行ったが、登記名義人全員について戸籍該当なしの結果であった。
- 明治時代後期を最後に登記情報が更新されていない状況。

【事例の検討】

- 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。
- 当該森林は非常に面積が小さいが、周囲で集積計画が作成されていることから、当該森林で特例措置を活用すれば一体的な整備が可能であると考えられる。
- 当該森林は高齢級のアカマツで構成されており、松枯れの被害に遭う可能性もあることから、当該森林の整備は森林病虫害の防止の観点からも重要である。
- 面積は極めて小さいが、森林整備に十分な理由があることから、特例措置の適用は可能と考えられる。

(3) 実際に活用したケース

共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例

【若桜町の概要】

- 若桜町(図 14)には、町域の 95%に及ぶ約 1 万 9 千 ha の森林があり、その約 7 割が民有林。
- 私有林人工林は約 6 千 ha あるが、直近 20 年で整備された森林は約 4 分の 1 であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- そのような中、若桜町森林づくり条例・わかさ森林づくりビジョンに基づき、森林経営管理制度に係る一連の取組も進めつつ、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指している。
- 森林に起因する災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していることを目的として、候補となるモデル地区を検討。
- 町を通貫する国道 29 号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ。
- 公道沿いの森林整備を優先することとし、地域の関係者との検討を踏まえ、その中から岩屋堂地区を選定。



図 14 若桜町及び岩屋堂地区の位置

【岩屋堂地区における取組状況】

- 公道沿いの森林(図 15)については、地籍調査時に所有者の確認が行われており、それが奏功し権利者全員の同意をもって経営管理権集積計画を策定(令和 2 年 12 月)。
- 他方、策定済みの森林に接する斜面上部の森林は、明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用。
- 令和 3 年 3 月 17 日付で法第 11 条に基づく公告をして、6 月以内に異議の申し出がなかったため、令和 3 年 10 月に経営管理権集積計画を公告し、経営管理権が設定された。

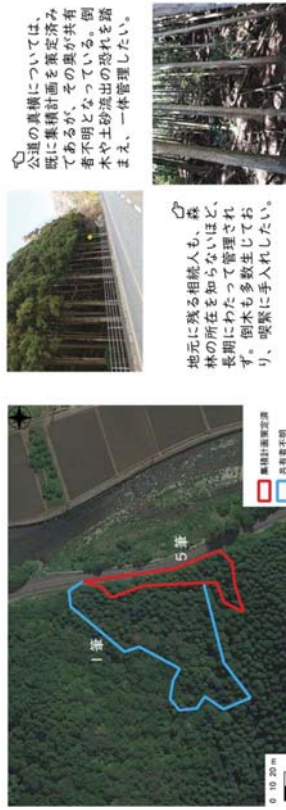


図 15 岩屋堂地区の対象地区の概要

【所有者探索の状況】

- 登記名義人は明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされな
いまま、数次相続が発生（表1）。
- 登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確知。

表 1 所有者探索の状況

登記名義人	第1次相続	第2次相続
A	家督相続によりA,Bそれぞれの子（死亡）	地元に残るA,B,Cの孫
B	に相続	各1名（計3名）を確知
C	配偶者及び子9人（全員死亡）に相続と推定	（同意取得済）
D	配偶者（死亡）に遺産相続と推定	甥に相続と推定されるが、 甥の相続人が不明（全体の6 分の1の持分が不明）
E	家督相続により子に相続（同意取得済）	
F	配偶者に相続（同意取得済）	

【町が行おうとする経営管理の内容】

- 弱度の間伐を繰り返し返しながら、公道への倒木や土砂流出を招かないように
森林を育成していく。繰り返し返しの実施を踏まえ、存続期間を15年に設
定。手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森林
を再造成することも選択肢にある。
- 間伐等を1回以上、年に2回の巡視を行う。
- 費用については市町村が全額を負担することとし、収益が出たとしても、
まずは経費の補填に充てることとし、所有者への還元はしない。

6 参考資料

(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果（参考1、2）

- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の
経営管理を行う場合と同様の判断で構いません。
- 通常、森林の整備を行うかどうかについては、森林の現況や社会的状況等を
総合的に勘案していくこととなります。要因となりうる現況としては、森林
の過密状態、目視的な指標（下層植生の有無、地表面の露出度等）、地形的な
要因（森林の傾斜度、地質等）などがあります。以下の資料（参考1、参考2）
では形状比、相対距離比、樹冠長率、傾斜勾配などの数値と、森林状況との関
係などに係る研究成果を参考情報として掲載しています。
- ただし、森林の具体的な状況は、地域によって樹種・林齢を含めて異なるもので
す。どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねられるもので
あり、都道府県単位で研究機関等が普及する知見等をもとに対応してくださ
い。

(2) 用語解説

育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する
育成複層林	森林として人為により成り立させ維持される森林。
天然生林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲 又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する 森林として人為により成り立させ維持される森林。
主伐	主として自然に散布された種子等により成り立し、維持される森林。
皆伐	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。
間伐	一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。
列状間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木 の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業 により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間 に育成目的に応じて間断的に実施。
保置	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の 導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の 削減に有効な手段。
除伐	種裁終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除 伐等の作業の総称。
下刈	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り取り作業。一 般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状 態になるまでの間に数回実施。
	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り取り作業。一般に植 栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

6 参考資料（1）森林管理水準に関する知見の整理結果
（参考1、2）は掲載省略

(修正箇所反映版)

※参考資料は掲載省略

ガイドラインの見方・使い方

1 所有者不明森林を取り巻く状況

制度の創設背景や取組の現状について解説しています。また、本ガイドラインの策定の狙いを記載しています。



2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

森林の役割や手入れの必要性を解説しています。特例措置活用の必要性を検討するに当たって、基本的な考え方を確認できます。



3 共有者不明森林等に係る特例の手続

森林所有者の探索方法を解説しています。初めて探索を行う場合など、必要な書類、手続等の基本的なノウハウを確認できます。



4 具体の活用場面における検討

Q&A形式で活用のポイントを解説しています。どのような目的や考えで特例措置を活用するか、森林整備の内容はどのようなようにするべきかなど、基本の部分から確認できます。



5 ケーススタディ

実例をベースに、ケーススタディ形式で活用のポイントを解説しています。ケースに応じた対処方法、実務的な留意事項などを確認できます。



6 参考資料

森林整備の参考となる既存のガイドブックや論文などを掲載しています。森林の各種公益的機能の発揮のためにはどのような施策がよいか等を確認できます。



令和4年7月

林野庁森林利用課森林集積推進室

1	(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法	25
2	① 確知した状況別の整理	25
3	[Q14] 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない	25
4	[Q15] 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい	25
5	[Q16] 所有者が全員不明な森林の整備をしたい	25
6	《コラム》認可地縁団体	26
7	② 不同意者がいた場合の対応	26
8	[Q17] 確知した所有者から返信がなく困っている	26
9	5 ケーススタディ	27
10	(1) 共有者の一部が不明な場合	27
11	ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明	27
12	ケース2 一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示	28
13	(2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）	30
14	ケース3 戸籍を請求しても該当者がいない場合	30
15	ケース4 所有者不明森林が非常に小さい場合	31
16	(3) 実際に活用したケース	32
17	共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例	32
18	6 参考資料	34
19	(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果（参考1、2）	34
20	(2) 用語集	34

目次

1	目次	3
2	1 所有者不明森林を取り巻く状況	3
3	(1) 所有者不明森林の現状	3
4	(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状	3
5	(3) 特例措置の活用に向けた視点	3
6	2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性	4
7	(1) 森林の有する多面的機能	4
8	(2) 森林整備の必要性	5
9	3 共有者不明森林等に係る特例の手続	7
10	(1) 主な事務の流れ	7
11	(2) 所有者探索の基本的な流れ	8
12	① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (1)）	10
13	② 住民票等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (2)）	12
14	③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (2)）	14
15	④ 相続人の探索（事務の手引7-1-3-1 (3)）	16
16	4 具体の活用場面における検討	20
17	(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか	20
18	① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合	20
19	[Q1] 林業経営者に再委託して木材生産をしたい	20
20	② 地域住民の意向や市町村の方針	20
21	[Q2] 地域住民の要望に対応したい	20
22	[Q3] 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている	21
23	(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか	21
24	① 森林の状況の把握方法	21
25	[Q4] 森林の情報把握方法に迷っている	21
26	② 森林整備が必要な森林の判断の目安	22
27	[Q5] 森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない	22
28	《コラム》樹冠長率と形状比	22
29	③ 地形的要因、法指定等の検討	23
30	[Q6] 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい	23
31	[Q7] 保安林の扱いに迷っている	23
32	(3) どのような内容の整備を行うか	23
33	① 間伐等の実施	23
34	[Q9] 撤出間伐を実施したい	23
35	[Q10] 列状間伐を実施したい	24
36	[Q11] 天然更新を期待した伐採を実施したい	24
37	[Q12] 主伐（皆伐）を実施したい	24
38	② 経営管理権の存続期間の目安	24
39	[Q13] 存続期間の設定に迷っている	24
40	[Q13] 存続期間の設定に迷っている	24
41	[Q13] 存続期間の設定に迷っている	24

目次

1	図1 森林の有する多面的機能	4
2	図2 国民が森林に期待する働き	4
3	図3 森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能	5
4	図4 森林の誘導の考え方（概要）	6
5	図5 特例措置に関する主な事務の流れ	7
6	図6 森林所有者の探索の流れ	8
7	図7 登記事項証明書の流れ	11
8	図8 請求様式の例	13
9	図9 戸籍謄本・戸籍の附票の写しの例	15
10	図10 現行民法における法定相続人の範囲の代表例	19
11	図11 相続関係説明書の作成例	19
12	図12 林床植生が少ない林内（左）と多い林内（右）の例	21
13	図13 樹冠長率と形状比	22
14	図14 若桜町及び岩屋堂地区の位置	32
15	図15 岩屋堂地区の対象地区の概要	33

- 1 所有者不明森林を取り巻く状況
- 2 (1) 所有者不明森林の現状
- 3 我が国の森林面積の約6割は私有林であり、森林所有者の不在村化や高齢化が
- 4 進む中、森林所有者情報の把握は喫緊の課題となっています。さらに、登記簿上
- 5 の所有者不明土地の割合について、林地は28.2%と全体よりも高く、早急な対応
- 6 が必要な状況です。
- 7 このようなか、これまでの森林所有者や林業経営者による自発的な森林の経営
- 8 管理の仕組みに加え、市町村が主体となった森林整備の仕組みとして、平成31年
- 9 4月から森林経営管理制度がスタートしました。
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34
- 35
- 36

(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状

森林経営管理法(以下「法」という。)では、①森林所有者に森林の経営管理を促すため責務を明確化した上で、②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、③そのうち、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託、④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を実施することとされています。また、森林所有者の全部又は一部が不明な場合には、所定の手続を経て、不明森林所有者は経営管理権集積計画に「同意したものとみなす」特例措置が設けられています。

令和2年度末時点の制度の取組状況をみると、意向調査の準備作業を含め、私有林人工林のある市町村の約8割(1,201市町村)が森林経営管理制度に係る取組に着手しています。また、約5割の市町村が意向調査に取り組み、累計約40万haで実施されています。さらに、約1割の市町村で経営管理権集積計画が累計約3,500ha策定されるなど取組が広がっています。意向調査の結果、所有者が不明(宛先不明等)の場合で、「探索」を行い、所有者の特定に努めている市町村は51市町村(令和2年度)あり、探索を行った所有者等約2,300人のうち、判明した所有者等は約1,300人となっています。探索の結果、共有者の一部が不明で、法第11条に基づく公告により経営管理権の設定に至ったのは1町です(令和4年2月末時点)。

(3) 特例措置の活用に向けた視点

本ガイドラインでは、所有者不明森林の場合にも、通常の経営管理権集積計画を定める場合と同様に、各々の森林の状態に応じた最適な経営管理が行われるよう、市町村にバランスのよい判断の視点を提供することを目指しています。各市町村において、特例措置の活用が積極的に進むことを期待しています。

2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

(1) 森林の有する多面的機能

○特例措置の活用に応じたのは、法の目的である「林業の持続的発展」及び「森林の有する多面的機能の発揮」にいかに関与するか、といった視点が重要です。特に森林の有する多面的機能(図1)については、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすことから重要なものです。

○国民が森林に期待する働き(図2)として、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養といった公益的機能が上位にあり、近年では木材生産への期待も高まっています。各地域で森林整備を進めるに当たって、特例措置を活用する際には、森林のどのような機能に着目するのか、地域のニーズに合致しているのか等について検討することが、不明森林所有者が現れた際の説明に備える上でも重要と考えられます。



図1 森林の有する多面的機能

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる産業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連機関資料(平成19年11月)。「【 】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に算出評価が可能な一部の機能について評価(年間)したものの、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

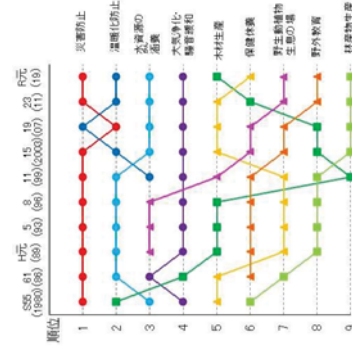


図2 国民が森林に期待する働き

資料：総務省「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年、令和元年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを優先順位で複数回答。
 注2：選択肢は、他にない、わからない、その他を除いて記載。

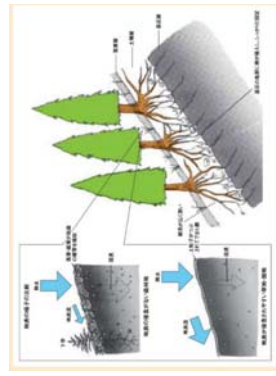
1 (2) 森林整備の必要性

- 2 ○森林、とりわけ人工林は適切な手入れ（下刈、除伐、間伐など）を実施しなければ、その機能が十分に発揮されないことから、適時適切な手入れが必要となります。
- 3
- 4
- 5 ○特に多面的機能の発揮（例えば森林が持つ山火災害防止・土壌保全機能（図3）
- 6 の観点からは、「間伐」を適切に実施していくことが重要であり、特例措置を活用するに当たっては、このような間伐の効果や重要性について整理をしておくこと
- 7 とが必要です（間伐の効果等についての詳細は、参考資料「森林管理水準に関する知見の整理結果」を参照。）。
- 8
- 9 ○また、我が国の人工林の半分が一般的な主伐期である50年生を超えていることを踏まえると、人工林資源の循環利用を推進しつつ、森林を多様で健全な姿へと
- 10 誘導していくことも重要となります（図4）。このため、林業適地の人工林については、適正な伐採と再造林の確保を図るとともに、そうでない人工林については、
- 11 広葉樹林化等を進めることも、多面的機能の発揮の観点からは検討が必要です。

12 <多面的機能の発揮の仕組み>

- 13 ✓ 多面的機能が発揮されるためには、①立木の成長を促進し、しっかりと根を張ること、②光環境を改善し、下層植生を豊かにすること等が必要。

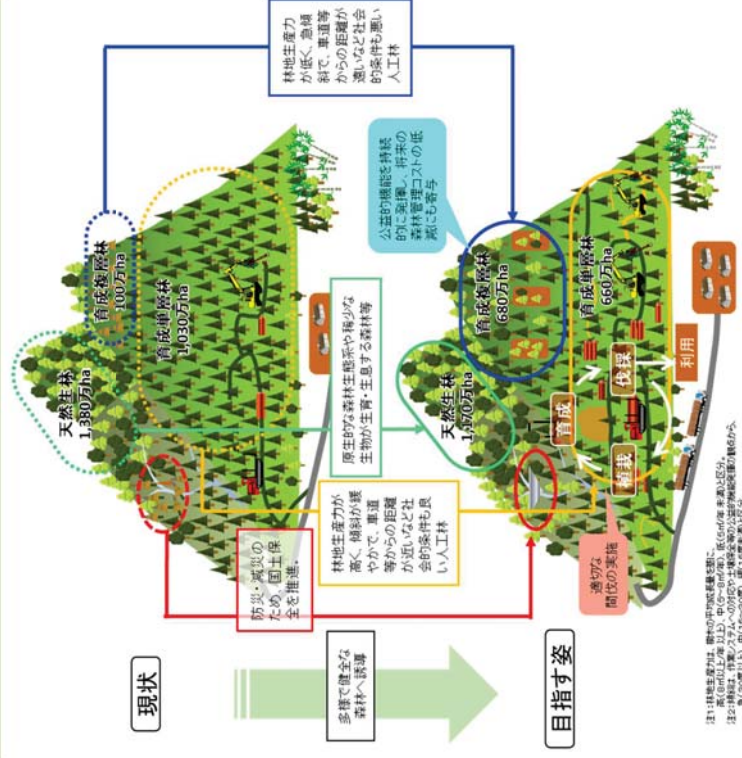
14 (例)：山地災害防止・土壌保全機能



15 図3 森林が持つ山火災害防止・土壌保全機能

16 資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナーNo.2 くらしと森林」

- 17 ○育成単層林を維持する森林
- 18 ・ 多様な伐期と植栽での確実な更新を図り、資源を循環利用していく森林として位置づけ。
 - 19 ・ 公益的機能の発揮を同時に図る森林では、皆伐面積の縮小・分散や、伐期の長期化、植栽による確実な更新で、伐採に伴う裸地化の影響を軽減。
- 20 ○育成複層林に誘導する森林
- 21 ・ 自然条件等に応じて択伐や帯伐又は群状の伐採と広葉樹の導入等により複層林化を図り、公益的機能の発揮を図る森林として位置づけ。
 - 22 ・ 天然生林のうち里山など継続的な利用や管理が必要な森林では、更新補助作業等により、育成複層林に誘導。
- 23 ○天然生林を維持する森林
- 24 ・ 主に天然力により健全性が確保される森林として位置づけ。
 - 25 ・ 自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。



26 図4 森林の誘導の考え方（概要）

27 1

28 2

29 3

3 共有者不明森林等に係る特例の手続

- (1) 主な事務の流れ
 ・特例措置に関する主な事務の流れ(図5)を示しています。
 ・このうち、(2)では、森林所有者(主に個人の場合)の探索の基本的な流れを解説していますので、特例措置全体の事務の詳細は事務の手引を参照してください。

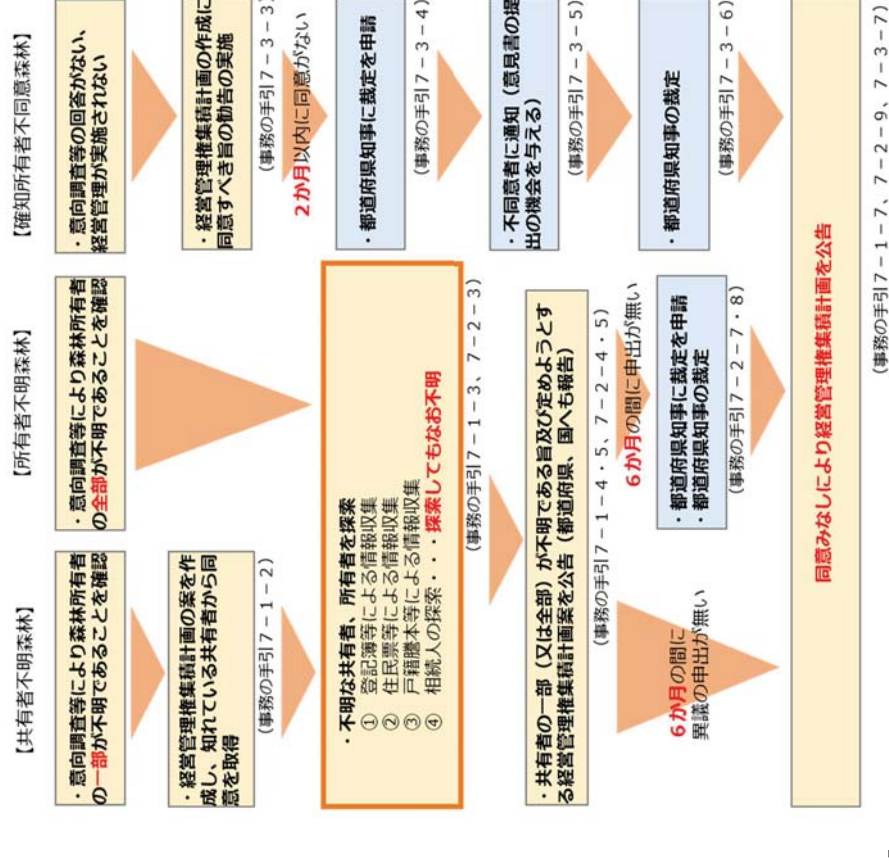


図5 特例措置に関する主な事務の流れ

(2) 所有者探索の基本的な流れ

- ・公的書類を活用した森林所有者の探索の流れ(図6)を示しています。「探索に関する基本用語」も併せて参照してください。
- ・具体的な探索のフロー、ポイントは、①から④までを参考にしてください。

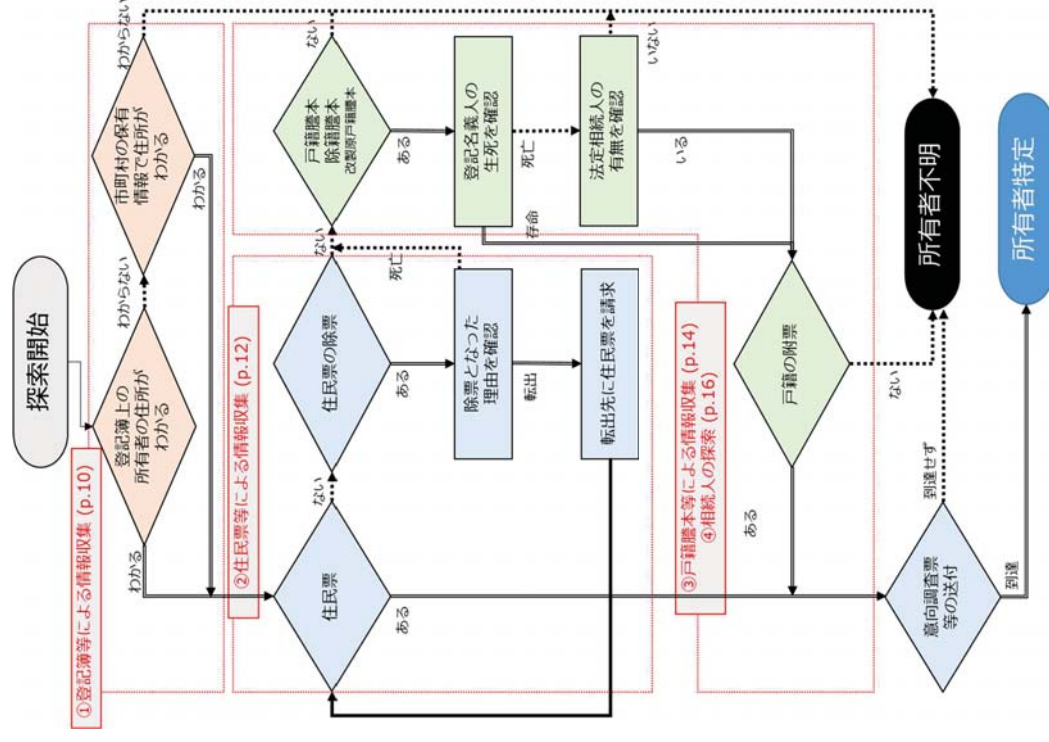


図6 森林所有者の探索の流れ

1 **【探索に関する基本用語】**

2 **○戸籍**

3 日本人が出生してから死亡するまでの身分関係（出生、婚姻、死亡、親族関係等）について、登
4 録・公証するもの。現在の戸籍は、原則として1組の夫婦及びその夫婦と同じ氏の未婚の子を編
5 成単位として作られている。戸籍法に基づき届出によって記録され、本籍、筆頭者氏名、氏名、
6 生年月日、戸籍に入った原因（婚姻、出生等）及び年月日、父母の氏名及び父母との続柄、婚姻・
7 離婚・死亡・その他重要な事項等が記載されている。本籍地の市町村において管理されている。

8 **○戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍抄本（個人事項証明書）**

9 戸籍謄本は戸籍の全部を証明するもの。抄本は戸籍の一部個人を証明するもの（例：戸籍に2
10 人以上記載がある内の1人分など）。

11 **○戸籍の附票**

12 戸籍（本籍）を定めてから以降の住所の移転の履歴が表示されるもの。戸籍の表示（筆頭者氏
13 名、本籍地）、氏名、住所、住所を定めた年月日等が記載されている。また、戸籍と戸籍の附票
14 は連動しているため、戸籍が除籍となれば、戸籍の附票も除附票^{*1}となる。

15 **○除籍謄本^{**2}**

16 婚姻、離婚、死亡、転籍（本籍地を変更）等によって、その戸籍に記載されている者が誰もいな
17 くなった状態の戸籍（戸籍謄本に記載されている者が誰もいない状態になると、その戸籍は閉鎖
18 されて戸籍簿から削除される）。

19 **○改製原戸籍（かいせいげんこせき）^{**2}**

20 戸籍は法令の改正によって現在までに何度か形式が変わっている。この法令の改正による戸籍
21 の形式の変更を「改製」と言い、改製によって閉鎖された戸籍が改製原戸籍となる。また、平成
22 6年の戸籍法改正で戸籍管理がコンピュータ化されたことにより、従来の縦書きから横書きの
23 様式に変更されたが、この法改正により作り変えられた古い方の戸籍も改製原戸籍である。なお、
24 慣用的に「かいせいげんこせき」とも読まれる。

25 **○住民票**

26 各市町村で作成される住民の氏名や住所等を記録した帳票で、住民の居住関係を公証するもの。
27 氏名、生年月日、性別、住所、住民となった年月日、届け出日及び従前の住所等が記載されてお
28 り、世帯主の氏名と世帯主との続柄、本籍及び筆頭者氏名の記載の有無も選択することができる。
29 また、住民票に記載されている全部の人を写した「住民票謄本（世帯全員）」と、一部の人を写
30 した「住民票抄本（世帯一部）」がある。

31 **○住民票の除票^{**1}**

32 転出や死亡した方等の住民票は住民基本台帳から除かれるため「除かれた住民票（除票）」とな
33 る。住民票に記載されている事項の他に、転出の場合には転出先の住所及び異動年月日、死亡の場
34 合は死亡年月日が記載されている。

35 ^{*1} 令和元年6月20日に施行されたデジタル手続法等により保存期間が150年になるまでは保存期間が5年だ
36 ったため、平成26年6月20日より前に削除されたものは廃棄されている可能性が高い。

37 ^{*2} 平成22年6月1日に施行された改正戸籍法で保存期間が150年になるまでは保存期間が80年だったため、
38 昭和10年6月1日より前に作成されたものは廃棄されている可能性が高い。

1 **① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（1））**

2 まずは、登記簿や不明森林所有者の情報を保有すると思われる者から情報を
3 集めます。

4 **概要**

- 5 ○不明森林所有者を探索するにあたり、まずは当該森林の森林所有者の氏名、
6 住所について情報を得る必要があります。
7 ○そのため、所有者不明森林の土地について登記事項証明書の交付を登記所
8 （法務局）に請求し、所有者の情報を取得します。

9 **事務フロー**

10 **その1：土地及び立木の登記簿を取得**

11 →森林の土地及び立木の登記事項証明書を請求

12 **その2：森林の所有者情報を確認**

13 →表題部所有者、所有権に関する事項を確認し、土地及び立木の所有者の氏
14 名・住所を確認

15 **その3：登記簿以外による情報収集**

16 →不明森林所有者の情報を有すると思われる者から情報収集（後述の4類型
17 を対象としており、自治会長等のいわゆる地域精通者などへの聞き取りなど
18 は不要であることに留意）

19 **登記事項証明書の請求（ワンポイント）**

- 20 ・市町村が登記事項証明書（図7）の交付申請を行う場合、公用請求ができた
21 め費用はかかりません（登記手数料令第19条）。
22 ・申請から交付までに要する時間は、法務局の窓口で申請する場合は最短で当
23 日中、郵送の場合は1週間程度が見込まれます。
24 ・登記事項証明書は全国の法務局において請求できるため、最寄りの法務局で、
25 その法務局の管轄外の登記簿も受け取ることが可能です。
26 ・登記事項証明書の取得の際は、登記記録の全部が記載された「全部事項証明
27 書」を取得しましょう。
28 ・法人の探索の場合、解散後、清算終了していることもあるので、法人の閉鎖
29 事項証明書を入手することが考えられます（土地の閉鎖登記簿謄本とは異な
30 ります）。なお、閉鎖事項証明書の入手のためには、管轄の法務局へ行くか、
31 郵送にて請求する必要があります。

＜請求の例＞

- 請求事由の例①（法第10条に定める探査を実施しようとする場合）
 - 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため。
- 請求事由の例②（意向調査実施前に探査をしようとする場合）
 - 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため、同法第191条の2第2項により情報の提供を求めめるもの。

登記簿（土地の登記） 登記簿番号 (40) 不動産番号 (40)	
所在地	① 地番 ② 地目 ③ 地味 ㎡ ④ 用途 ⑤ 用途 ㎡
所有者	住所 (40) 戸籍番号 (40) 氏名 (40) 性別 (40)
権利関係 (所有権に限り記載) 権利種類 (所有権) 取得年月日 (年月日) 権利内容 (所有権)	
権利種類	取得年月日 (年月日) 権利内容 (所有権)
権利内容	所有権 (所有権)
権利関係 (所有権以外の権利) 権利種類 (所有権以外の権利) 取得年月日 (年月日) 権利内容 (所有権以外の権利)	
権利種類	取得年月日 (年月日) 権利内容 (所有権以外の権利)
権利内容	所有権以外の権利 (所有権以外の権利)

「所有者」及び「所有権に関する事項」を確認し、記載された所有者の氏名・住所を確認。

「所有権以外の権利に関する事項」を確認し、記載されている者がいれば所有者に関する情報を聞き取り。

不明森林所有者の情報有すると思われる者からの情報収集

- A 当該森林の土地を現に占有する者 (例：林道管理者、電柱を立てている者等)
- B 当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者 (例：賃借権や抵当権等を設定している者)
- C 意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思料される者 (例：森林所有者ではないと回答した者、前の森林所有者等)
- D 市町村が保有する情報に基づく者 (例：森林の土地の所有者となった旨の届出に記載された前の所有者等)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38

② 住民票等による情報収集（事務の手引7-1-3-1 (2)）

不明森林所有者について、登記事項証明書等から得られた氏名・住所の情報をもとに、住民票の写しを請求します（登記事項証明書等から得られた情報と住民票等の情報が一致するかを確認）。

概要

- 登記事項証明書の住所に現在も居住しているかを確認するために、住民票や住民票の除票の写しを請求します。
- また、住民票の請求に際し本籍地の記載を求めておくこと、本籍地情報から、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求へとつなげることができま

事務フロー

その1：住民票の写しを請求
 → 登記事項証明書等から得られた氏名・住所の情報から、森林所有者と思われる者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村に住民票を請求。

その2：住民票の写しの有無を踏まえ対応を検討

- a. 住民票の写しがあれば、記載された住所に意向調査を実施（住民票の写しから現住所を確認）。
- b. 住民票の除票があれば、転出先の市町村に住民票の写しを請求。死亡が判明した場合は記載された本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求し、相続人を探索。
- c. 住民票の写しや除票がない場合、本籍地が判明しないことから、戸籍謄本等の取得はできないが、登記事項証明書に記載の所有者の住所が本籍地の場合もあることから、当該住所地の市町村に戸籍謄本等を請求し、相続人を探索。

住民票の写し等の請求（ワンポイント）

- ・ 市町村が住民票や戸籍謄本等の請求を行う場合、公用請求ができるため費用はかかりません。
- ・ 申請から交付までに要する時間は、自市町村の住民票等担当部署に申請する場合は最短で当日中、他市町村に郵送で申請する場合は1週間程度が見込めます。
- ・ 請求様式の例は図8のとおりです。

③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））

本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。

概要

- 戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています。
- 本籍地の市町村に戸籍の附票の写しを請求することで、現住所を確認します。
- 得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認します。

事務フロー

その1：戸籍謄本等を請求

- 住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍謄本を請求。戸籍謄本中に転籍の記載があれば転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求。戸籍謄本と同時に、現住所を確認するため、戸籍の附票も請求。戸籍謄本等で死亡していることが判明した場合は、相続人を探索。

その2：森林の所有者情報を確認

- 得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認。

戸籍謄本・戸籍の附票の写し等の請求（ワンプoint）

- ・転籍先の市町村に住民票や戸籍謄本等を請求する際は、返信用封筒も同封すると丁寧です。
- ・「戸籍謄本」は戸籍に入っている全員分、「戸籍抄本」は戸籍の一部の人（通常一人分）の情報が得られるため、相続人を探索する場合は「戸籍謄本」（図9）を請求します。
- ・円滑に事務を進めるために、請求先の各市町村のIP等から、必要な書類や請求方法を事前に確認することも考えられます。この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると手続がスムーズに進むと考えられます。

<請求の例>

- 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）
 - 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の本籍地を確認する必要があるため。
- 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場）
 - 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の本籍地を確認する必要があるため。森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

図8 請求様式の例

<請求様式の例>

- 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）
 - 森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の住所を確認する必要があるため。
- 請求事由の例②（意向調査実施前に探索しようとする場合）
 - 森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため、森林法第191条の2第2項により情報の提供を求めるもの。

1
2
3
4
5
6
7
8
9

<参考：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）>
第12条の2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記載されている者に係る住民票の写しで第7条第8号の2及び第13号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第1号から第8号まで、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - ① 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称
 - ② 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名
 - ③ 当該請求の対象とする者の氏名及び住所
 - ④ 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項。

＜参考Ⅰ：戸籍法（昭和22年法律第224号）＞
第10条の2（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するため
に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当
該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条
項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。

＜参考Ⅱ：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）＞
第20条（略）

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町
村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの
交付を請求することができる。

＜参考Ⅲ：戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）＞

第1条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第20条第1項の規定による戸籍の附票の写し
（法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村
（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下
同じ。）の交付の請求は、法第20条第5項において読み替えて準用する法第12条第2項各号
及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以
下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。

図9 戸籍謄本・戸籍の附票の写しの例

④ 相続人の探索（事務の手引7-1-1-3-1（3））
登記名義人等の森林所有者が死亡していた場合は、相続人を探索します。

概要

- 登記名義人等の森林所有者が、戸籍謄本等により、死亡していることが判明した
場合、その戸籍謄本に記載されている相続人を確認します。
- 相続人を確認するには、被相続人から死亡するまでの一連の戸籍を取得する
必要があります（前婚の子、婚外子が存在することがあり、それらすべてを
捕捉する必要があります）。
- 相続人が死亡又は所在不明になっている場合は、公告の手續に進みます。

事務フロー

その1：相続人の戸籍の附票の写しを請求して現住所を確認

→戸籍謄本等で確認した相続人の本籍地の市町村に、相続人の戸籍の附票の
写し又は削除された戸籍の附票の写しを請求。

その2：森林の所有者情報を確認

→得られた情報をもとに、相続人に対して意向調査票など森林所有者者を特定
する書類の送付等を行う。相続人が死亡していた場合であっても、相続人
の相続人（孫等）の所在が分かれば、その者に対して森林所有者者を
特定する書類の送付等を行う。相続人の相続人（孫等）も所在がわからな
ければ、所有者（共有者）が不明である旨の公告の手續に進む。

相続人の探索範囲等

- ・市町村の長は、登記事項証明書や戸籍謄本、住民票等を基に所有者の探索を
行うことになりませんが、法令の規定（森林経営管理法施行令第1条、施行規
則第9条）により、原則として探索する範囲は、登記簿上の所有者及びその
相続人（一般的には、配偶者や子）となります。
- ・しかしながら、登記記録が現に所有していると思料される者の祖父母の代で
留まっているものも相当程度あるであろうことや、探索の結果、孫の所在を
把握できる可能性もあること等を踏まえれば、運用上では、探索を尽くすと
いう観点で、所在が把握できる場合にあっては孫の代まで探索する等、丁寧
に探索を行うよう努めます。
- ・全ての相続人を把握するためには、被相続人の出生から死亡までの一連の戸
籍が必要となります。死亡時の戸籍謄本の情報だけでは把握できない相続人
が存在する可能性があるため、除籍謄本や改製原戸籍謄本も入手します。
- ・この際、相続関係説明図（家系図のようなもの。図11）を作成すると、相続
人の探索に漏れがないか確認できます。

1 ・登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸
2 籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなどは、登記名義人の所在を把握す
3 る方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活
4 用に進みます。現地で聞き込みを行って法定相続人を探索するなど、フィー
5 ルドワークを実施する必要はありません。
6

7 <参照条文>

8 ○森林経営管理法施行令

9 第1条 (略)

10 ①～③ (略)

11 ④ 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定
12 めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併に
13 より設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思考される者が記録
14 されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思
15 料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林
16 共有者関連情報を保有すると思考される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提
17 供を求めらるること。

18 ⑤ 前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思考される者に対
19 して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水
20 産省令で定める措置をとること。

22 ○森林経営管理法施行規則

23 第9条 市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求め
24 るときは、次に掲げる措置をとるものとする。

25 ① 登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿
26 又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されて
27 いる戸籍簿本又は除籍簿本の交付を請求すること。

28 ② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票
29 を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除法
30 された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

31 ③、④ (略)

1 <参考：法定相続人の相続順位（民法）> ※図 10、図 11 も参照のこと

2 ●配偶者（常に相続人となる）

3 第890条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条又は前
4 条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(※ここでいう配偶者とは、戸籍に届出のある夫又は妻に限られ、内縁関係の者は相続人に
なることはできない。)

●子（第一順位）

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若
しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人
となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、
若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

(※実子、養子、非嫡出子のいずれも相続人となる。被相続人の子(A)が、相続の開始以前
に死亡している等により相続人となれない場合、Aの子(B)が、Aに代わって相続人とな
る。さらに、Bも死亡している等により相続人となれない場合は、Bの子のCが相続人と
なる(再代襲)。)

●直系尊属（第二順位）

●兄弟姉妹（第三順位）

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、
次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

① 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

② 被相続人の兄弟姉妹

2 第887条第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。

(※被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡している等により相続人となれない場
合、その者の子がその者に代わって相続人となる。兄弟姉妹の場合は再代襲がないため、
代襲は一代限りとなる。)

- 4 具体的な活用場面における検討
- (1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか
- 森林経営管理法が創設されるまでは、所有者が不明な場合に市町村が森林整備を行うことができる仕組みとして「要間伐森林制度」が森林法に設けられていたところです。当該制度では、災害の防止等の四つの公益的な要件に照らして、災害等が発生する蓋然性を考慮した上で都道府県知事が裁定を行うなど、手続が厳重で実際の活用事例はありませんでした（当該制度は発展的に解消され、森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が創設されたところです）。
 - 一方、森林経営管理制度における特例措置は、前述の四つの公益的な要件に関係なく、所有者の全部又は一部が分らない場合に、森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と判断すれば活用が可能な仕組みです。
 - このため、公益的機能の発揮はもろろんのこと、木材生産を目的とした活用も可能ですし、地域の要望に応じて活用することも可能なものです。地域の関係者や確知した森林所有者の意向を聞きながら、地域のニーズに応じて、柔軟に活用の是非を判断してください。
 - 具体的には、以下のQ&Aを参照してください。

- ① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合
- [Q 1] 林業経営者に再委託して木材生産をしたい
- 林業経営者に伐採、販売等を再委託する場合にも、特例措置を活用することは可能か。何か留意すべき事項があるか。
- 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とした活用は可能。さらには、木材生産から加工・流通を含めた産業振興や地域振興といった観点を目的とするなど、地域のニーズに応じて、柔軟に判断し得るもの。
 - なお、木材生産を指向する場合も、森林の有する公益的機能の発現に支障が生じないよう、市町村においては適切な整備が行われるよう留意する必要がある。

- ② 地域住民の意向や市町村の方針
- [Q 2] 地域住民の要望に対応したい
- 災害の蓋然性が高いとは言えないが、地域から手入れをしてほしいという要望がある場合に、特例措置を活用することは可能か。また、他地域より優先的に対応することは考えられるか。
- 市町村森林整備計画等の市町村の定める方針に従い、対象箇所を検討した上で、地域住民の意向を踏まえた対応をとること（又は優先順位を上げること）は当然行い得る。

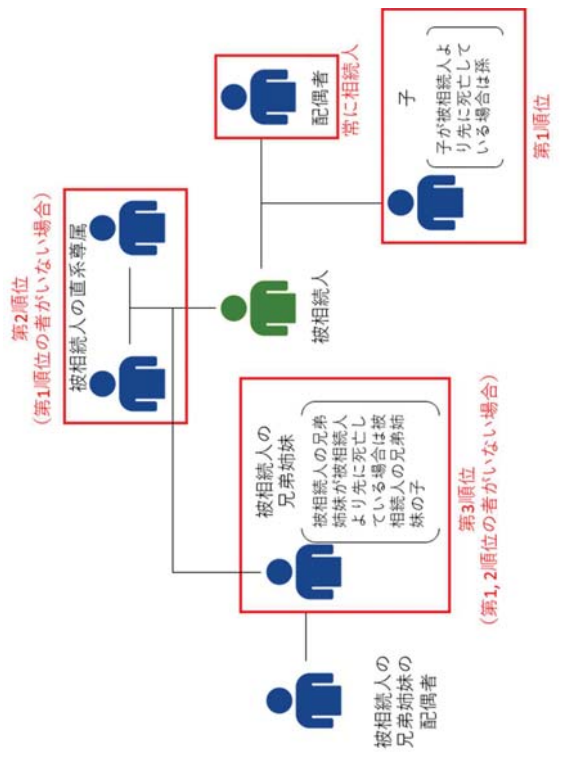


図 10 現行民法における法定相続人の範囲の代表例

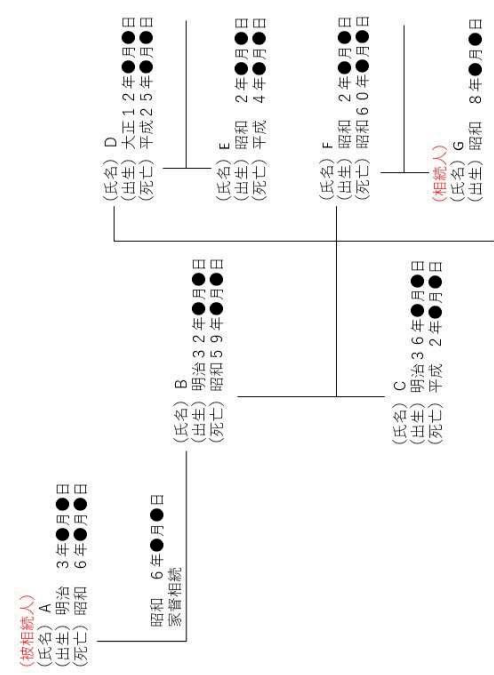


図 11 相続関係説明図の作成例

1 【Q3】 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている

市町村の体制を踏まえると、所有者不明の森林には優先的に取り組めない。
 確知所有者の森林から対応してもかまわないか。

- 2 市町村の限られたマンパワー、知見・ノウハウで整備を着実に進めていくことが重要であることから、確知所有者の森林から対応することで差し支えない。しかし、それのみをもって所有者不明森林に対応しないということとならないよう、市町村としての整備の方針を明確にして対応する必要がある。

7 (2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか

- 8 ▶ まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などを集め、経営管理を行う必要性（手入れが必要かどうか）を把握します。
- 9 ▶ 現地調査（立木の計測、踏査等）については、少なくとも森林整備を実施するまでには行うようにし、森林整備の必要性を対外的に説明できるようにしておくべきです。特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定を申請する場合、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることを合理的に説明する資料を整えておくことが必要です。
- 10 ▶ 森林整備が必要な森林の判断の目安としては、樹冠長率、形状比（p.22コラム参照）などを参考に判断することが考えられます。
- 11 ▶ さらに、対外的な説明材料の一つとして、市町村森林整備計画において定めたゾーンニングを有効活用することも検討します。

20 ① 森林の状況の把握方法

21 【Q4】 森林の情報の把握方法に迷っている

- 22 手入れが必要な森林の状況は、どのように把握すればよいのか。
- 23 落葉落枝（A0層）の流出や細根の露出が生じていることを一つの目安とする。植生の有無など、定性的な情報、目視で情報を収集するだけでもよい。
- 24 現地調査ができない場合、まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などから、経営管理を行う必要性を把握すればよい。
- 25 ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査（立木の計測、踏査等）をし、森林整備の必要性を対外的に説明できる資料を用意しておくべきである。この場合、ドローンや地上レーザ計測等を活用し、調査を簡素化することも可能。



図 12 下層植生が少ない森林（左）と多い森林（右）の例

2 ② 森林整備が必要な森林の判断の目安

16 【Q5】 森林整備の必要性の判断基準がわからない

森林整備が必要な森林の判断の目安として、どのような指標を用いることとすればいいか。

- 17 ④ 次のような指標を参考に、過密状態を判断して整備を行うことが考えられる。なお、具体的な数値を記しているが、特例措置に特化した数値を設定する必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で判断してよい。このほか、都道府県単位で、研究機関等が普及している知見をもとに判断してもよい。
- 18 イ 樹冠長率（樹冠の長さ÷樹高）
- 19 ・40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられる。
- 20 ロ 形状比（樹高÷胸高直径）
- 21 ・80%以上の場合、整備の対象とすることが考えられる。
- 22 ハ 立木密度
- 23 ・施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢ごとの成立本数の妥当性を評価することが考えられる。

24 《コラム》樹冠長率と形状比

✓ 樹冠長率とは、林木の樹高①に対する生きた枝葉がついている範囲②の割合（②÷①）です。林木が混み合ってくると樹冠の下層まで十分に光が届かなくなるため、下枝が枯れて②が小さくなり、樹冠長率が低くなります。一般的に40%以下のものは整備の必要性が高いと考えられます。

✓ 形状比とは、樹高①を胸高直径③で割って得られる数値です。樹木は混み合って生育すると幹の肥大成長が遅れて細長い形状となるため、形状比が高くなります。一般的に形状比が80を超えると林分が混み合っている状態にあり、風倒被害も発生しやすいと考えられます（図13）。

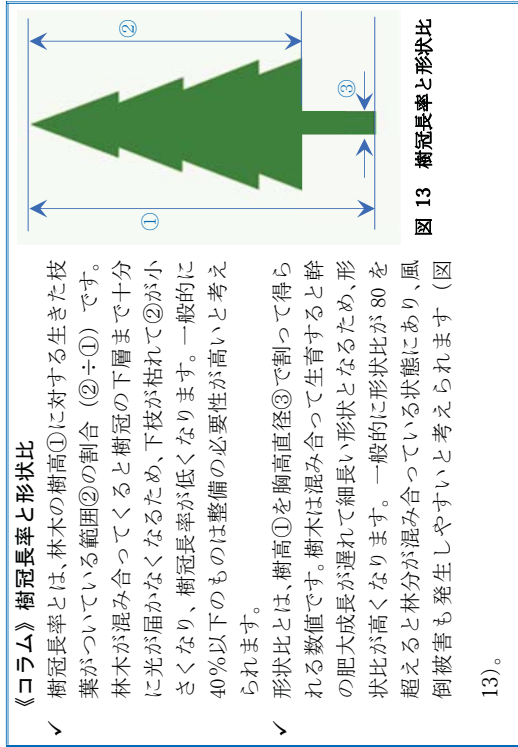


図 13 樹冠長率と形状比

16

17

21

22

③ 地形的要因、法指定等の検討

- 1 **【Q6】 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい**
- 2 地形などから、考慮すべきことはあるか(あるいは判断することは可能か)。
- 3 土砂災害防止を目的とした運用の場合は、地形傾斜が30～35度以上を整備
- 4 が必要ない安の一つとすることが考えられる。
- 5 地形や地質の把握は、現地調査が難しい場合には、微地形表現図や地質図
- 6 といった文献調査を活用する。
- 7 また、地域の過去の災害発生状況等から、地域ごとに目安を置くことも考
- 8 えられる。

【Q7】 保安林の扱いに迷っている

- 9 保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか。
- 10 山地災害危険地区や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順
- 11 位を検討する。その際、都道府県の治山事業の計画と調整して対応すること
- 12 とし、都道府県において整備する計画がなければ、市町村が対応することも
- 13 考えられる。

【Q8】 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい

- 14 所有者不明森林に松くい虫の被害木があることから、特例措置を活用した
- 15 管理を行うことは可能か。
- 16 病虫害の温床となる可能性がある場合など、経営管理の必要性がある場合
- 17 は、積極的に活用を進めることが望ましい。なお、森林病害虫等防除法に基
- 18 づき各種の措置が講じられていることから、活用に応じた必要措置と十
- 19 分調整を行うことが望ましい。

(3) どのような内容の整備を行うか

- 20 所有者不明森林・確知所有者不同意森林ということで、特別な経営管理を行
- 21 う必要はありません。森林の状況(樹種、林齢、地形等)に応じた必要な施
- 22 業を柔軟に選択します。

① 間伐等の実施

【Q9】 搬出間伐を実施したい

- 24 切捨間伐だけでなく、搬出間伐を実施することも可能か。
- 25 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とし
- 26 た活用は可能であり、搬出間伐を実施することも可能。
- 27 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、例えば搬出に伴う表土流出が起
- 28 きないようにするなど森林の公益的機能の発揮に支障が生じないよう留意す
- 29 る。

【Q10】 列状間伐を実施したい

- 1 間伐の方法を列状間伐とすることは可能か。
- 2 施業体系上、列状間伐を実施することで間伐の効果が得られる場合は、
- 3 列状間伐も選択肢となる。
- 4 なお、劣勢木や被圧木を伐採し、間伐後の形状比を効率的に減少させる
- 5 という観点では、定性間伐(下層間伐)の実施が効果的であり、急傾斜地や立
- 6 木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、
- 7 間伐率を検討する。

【Q11】 天然更新を期待した伐採を実施したい

- 8 針広混交林化を目的に、天然更新が行われることを期待して、強度(伐採率
- 9 40%等)の伐採を実施することは可能か。
- 10 伐採地の周辺に広葉樹が残存するなど、森林の状況に応じて、天然力によ
- 11 る更新が期待できる場合は、強度な伐採を行うことも選択肢となる。この場
- 12 合、継続的に更新の状況をモニタリングすることが必要。
- 13 一方、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害
- 14 のリスクが高まる場合もあることから留意が必要であり、存続期間を長めに
- 15 設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討。

【Q12】 主伐(皆伐)を実施したい

- 16 主伐(皆伐)を実施することは可能か。
- 17 林業経営者へ再委託する場合など、林業経営の効率化を目的に特例措置を
- 18 活用する場合もあり、その際に主伐(皆伐)を実施することは可能。
- 19 森林の公益的機能の持続的発揮のため、再造林等による確実な更新が図ら
- 20 れるよう取り組みが必要がある。
- 21 このほか、間伐を行っても、森林の有する多面的機能を維持することが難
- 22 しいと考えられる場合は、樹種転換を実施することも検討。ただし、皆伐行
- 23 為そのものは一時的には公益的機能を低下させるものであり、伐採方法や更
- 24 新方法、更新(植栽)樹種については、今後の経営管理の方向性や市町村の
- 25 ゾーニング等に鑑みて検討。

② 経営管理権の存続期間の目安

【Q13】 存続期間の設定に迷っている

- 26 経営管理権の存続期間は、どの程度の長さに設定すれば良いか。
- 27 特例措置を活用するからといって特別な期間設定とする必要はなく、経営
- 28 管理の目的、内容に沿った期間設定を行えばよい(既に周囲の森林で経営管
- 29 理権を設定している場合は、それと同様の期間設定にする等)。この際、共有
- 30 者のうち知られている森林所有者から継続的な管理の要望が出された場合は、
- 31
- 32
- 33

1 必要に応じて、長期の期間設定も検討する。

2 3 このほか、特例措置を活用することへの不安視から、存続期間を縮減する、

4 あるいは、間伐の実施回数を減らすといった対応は合理的ではないことに留

5 意する。

6 **(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法**

7 ▶ 共有者不明森林の特例措置は、確知森林所有者の持分割合に関係なく活用が

8 可能です。このため、持分の過半の森林所有者が分からなくなるときにも、当然

9 に活用が可能なものです。なお、確知（判明）している者全員の同意は必要

10 です。

11 **① 確知した状況別の整理**

12 **【Q14】 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない**

13 共有者不明森林において、確知（判明）している森林所有者の全員が市町村

14 への委託に同意をしている。一方で、確知所有者の持分割合は過半数に達し

15 ておらず、このような場合、特例措置を安心して活用できるものか。

16 ▶ 共有者不明森林の特例措置は、確知所有者全員の同意を条件として、公告

17 期間に異議の申出がなければ不明共有者の同意があったものとみなすことと

18 されている。このため、その持分割合に関係なく活用が可能。

19 **【Q15】 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい**

20 共有者不明森林において、確知森林所有者の持分割合が、過半数に達してい

21 るか否かで経営管理の方法や目的を変えた方がよいか。

22 ▶ 経営管理の方法や目的は、個別の森林の状況に応じて検討を行うべきもの

23 であり、確知森林所有者の持分割合を考慮する必要はない。

24 **【Q16】 所有者が全員不明な森林の整備をしたい**

25 登記簿上の森林所有者の戸籍や住民票を請求しても該当がなく、その他の

26 情報についても市町村では有していない。所有者不明森林の特例措置の活

27 用に当たって留意することはあるか。

28 ▶ 所有者が全員不明の場合は、所有者自らの経営管理は期待できないことか

29 ら、市町村で経営管理を行うことが必要かつ適当と判断した森林については、

30 積極的に活用を検討することが望ましい。

1 **《コラム》 認可地縁団体**

2 登記名義上「〇〇ほか何名」といった共有の形となっている森林について、

3 個人間の共有物である場合がありますが、入会地として集落等で所有管理さ

4 れていた土地の場合もあります。後者の入会地の場合で共有者や相続人が極

5 めて多数にわたる場合は、

- 6 ● 認可地縁団体構成員と共有者の範囲が一致している場合など、認可地縁
- 7 団体の所有といえる場合は、地方自治法に基づく登記の特例（地方自治
- 8 法第260条の38）を活用し、市町村の証明により所有権の保存又は移転
- 9 の登記を行う方策の検討
- 10 ● 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の活用により
- 11 都道府県知事の認可を得て、所有権移転登記を行う方策の検討
- 12 など他の手段を検討することが考えられます。こういった手段を用いるかを
- 13 検討する際には、当該森林を含めて今後の管理等に係る地元の意向を把握す
- 14 ることが重要です。

15 国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のた

16 めのガイドライン第3版（令和元年12月公表）」の本文や事例集も参考にし

17 てください。

18 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html

19 **② 不同意者がいた場合の対応**

20 **【Q17】 確知した所有者から返信がなく困っている**

21 共有者不明森林で特例措置を講じようと考えているが、判明した共有者の

22 ごく一部から合意する旨の返事がない（意思表示がない）場合、法第16条

23 の確知所有者不同意森林の特例の活用を検討したい。さらに、訪問して意思

24 を確認するなどの対応が必要か。

25 ▶ 共有者の一部から合意する旨の返事（意思表示）がなく、書留郵便等によ

26 り、当該共有者が書類を受領していることが確実な場合は、確知所有者不同

27 意森林の特例措置の活用が考えられる。意向の把握に当たっては、当該者が

28 市内在住で従前からやりとりがある者等であれば、現地に訪問して意向を確

29 認することも考えられるが、そうでない場合は、原則、書類のやりとりのみ

30 で特例措置の手続を進めてよい。なお、同意勧告に当たっては、確知した所

31 有者に書類が確実に到達するよう、書留郵便等による方法を検討するととも

32 に、督促も必要に応じて実施することが望ましい。

5 ケーススタディ

これまでに共有者不明森林の特例措置に取り組んだ市町村や探索を実施した市町村の取組事例を参考に、いくつかのケースを整理しました。実際には様々な場合分けが発生することが考えられますので、各ケースの考え方を参考にしてください。

(1) 共有者の一部が不明な場合

ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明

【森林の状況（パターン①）】

- スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。当該森林は集落のライフラインである公道に面しており、地元に住する森林所有者は町による早急な間伐の実施を望んでいる。

- 町としては、間伐を実施し、公益的機能の発揮に支障が生じないよう取組を進めたい考え。

【森林の状況（パターン②）】

- スギ人工林がまとまって存在している地域で、介在する小面積の共有林のみ、一部の共有者がわからない状況。

- 町としては、当該共有林を周辺の人工林と一体的に整備を行うことで林業経営者の再委託も見込めると考えており、集積・集約化を進めたい考え。

【所有者探索の状況】

- 町は当該森林の所有者について探索及び同意の確認を行ったところ、地元に住する全ての共有者から同意が得られた。

- 地元外に住していると思われる共有者については死亡が確認され、相続人（孫）の住所が判明。意向調査票を簡易書留で郵送するも宛先不明で到達しなかった。

- 宛先不明の共有者（相続人）について、町はそれ以上の情報を有していないため、共有者不明森林の公告手続を実施し、同意みなしの特例を活用した。なお、町は当該共有者の住所地への訪問は行っていない。

【事例の検討】

- 町は公的資料をもとに探索を確実にに行っているものと考えられること、不明な共有者以外からは全員同意が得られている状況であるため、共有者不明森林の特例措置を活用し、森林整備に結びつけることが適当と考えられる。

- 町は不明共有者と思われる者について、住所地への訪問による確認を行っていないが、原則、書類のやりとりのみで共有者不明森林の特例を適用して問題ないものと考えられる。

ケース2

一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示

【森林の状況】

- スギ人工林で、長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。
- 当該森林の傾斜は比較的緩く、近くに林道が通っていることから、場合によっては木材の搬出も可能な状況。

- 地元に住する当該森林の共有者は、自ら森林の手入れが難しく、市が代わりにやってくれるのであれば、経営管理を委託したいとの意向。

【所有者探索の状況】

- 市は当該森林の所有者について探索を行った結果に基づき同意の確認を行ったところ、市外在住の共有者（相続人）数名から、返信がない、又は不同意の意思表示があった。

- 市は確知所有者不同意森林の特例を活用するため同意勧告を簡易書留郵便により送付しており、返信がなかった数名については書類が確実に送達していることを確認している。

- 不同意の意思表示があった数名については、いずれも森林整備の実施そのものに對する反対ではなく、自分は相続人ではないとの主張で関わりたくないという意向であった。電話による説明を行い、手続の流れなども説明したが同意が得られなかった状況。

- 市は返信がない、または不同意の意思表示があった者に対して、再度、簡易書留郵便による同意勧告を行ったが、状況は変わっていない状況。

- 市は返信がなかった共有者の住所地の現地確認や、不同意の意思表示があった者（不同意者）に対する訪問説明は行っていない。

【事例の検討】

- 返信がない者に関して、書留郵便等の確実に本人に到達する方法で書面による確認を行っていただければ、確知所有者と判断して差し支えなく、確知所有者不同意森林の特例の活用を進められるものと考えられる（現地確認は不要）。

- また、不同意の意思表示があった者については、電話での説明、意向確認を行った上で、書類での意向確認を再度行っており、意向の把握に努めているものと考えられることから、確知所有者不同意森林の特例の活用を進めても差し支えないものと考えられる。なお、電話での意向確認の場合は、いつ誰が対応したのか、どのようなやりとりをしたのかを文書として保存しておくことが必要と考えられる。この場合、電話で同意が取られれば、合意形成の記録（応対記録）を書面で整理し、同意取得の書面として扱うことも可能と考えられる。ただし、何をもって同意があったと判断するかは難しい面があるため（例えば「勝手にしてくれ」との意思表示）、同意の取得については

1

可能な限り書面で取得することが望ましい。

2

- 「自分は相続人ではない」との主張を行った者について、市が行った相続人調査の結果、所有者であることが推定される場合は、当該者から所有権の移転を証する書面（売買契約書等）等により相続人ではないことが証明できなければ確認所有者として扱うべきであり、確認所有者不同意森林の特例の活用を検討しても差し支えないものと考えられる。

3

- 確認所有者不同意森林の特例の活用を検討する判断材料の一つとして、不同意の意思表示があった者に対する同意勧告時に、「現状からみて森林整備をすべきではない」「森林整備は必要ない」などの選択肢（チェック項目）を設け、所有者が森林整備そのものに反対しているか否か等の「不同意」の趣旨を確認し、書面で残る形にしておくことも考えられる。

4

【確認所有者不同意森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項】

5

- 裁定の申請は市町村が確認所有者に同意の勧告を行ってから6か月以内に市町村から都道府県に対して行う必要があるため、裁定提出時期に注意が必要。

6

- 裁定申請の書類により、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であると合理的に説明できているかを確認。森林整備の必要性を示す定量的指標は必ずしも必要ではないが、例えば、施業区域が分かる図面、森林簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経営管理権を設定し、予定されている経営管理を行うことの必要性が説明されているかを確認。

7

- 確認所有者への同意勧告の手続が適切に行われているかを確認。

8

1

(2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）

2

ケース3 戸籍を請求しても該当者がいない場合

3

【森林の状況】

4

- スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。

5

- 当該森林は集落のライフラインである公道に面しており、地元に住する森林所有者は市による早急な間伐の実施を望んでいる。

6

- 市としては、間伐を実施し、公益的機能の発揮に支障が生じないよう取組を進めたい考え。

7

【所有者探索の状況】

8

- 市は当該林分の登記名義人の住所地に戸籍謄本等の請求を行ったが、登記名義人全員について戸籍該当なしの結果であった。

9

- 登記情報は明治時代に登記がなされて以降、更新されていない状況。

10

- その他参考となる情報もなかった。

11

【事例の検討】

12

- 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。

13

- 戸籍謄本等の該当がない理由はいくつか考えられるが、今回の場合は明治時代後期を最後に登記情報が更新されていない状況であることから、当時の除籍謄本が保存期間満了により廃棄されたからではないかと思われる。

14

- 法では、公的書類で探索を行うことができない場合はそれ以上の現地確認は求められないため、本件においては所有者不明森林の特例を適用して差し支えないものと考えられる。

15

【所有者不明森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項】

16

- 裁定の申請は、市町村が所有者不明森林に係る公告を行って6か月経過した日から4か月以内に市町村から都道府県に対して行う必要があるため、裁定提出時期に注意が必要。

17

- 裁定申請の書類により、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であると合理的に説明できているかを確認。森林整備の必要性を示す定量的指標は必ずしも必要ではないが、例えば、施業区域が分かる図面、森林簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経営管理権を設定し、予定されている経営管理を行うことの必要性が説明されているかを確認。

18

- 法令に定める方法により探索が行われたかについて、市町村から提出された相続関係図等により確認。また、市町村に対し更に過重な資料を求めるといったことがないように留意。

ケース4 所有者不明森林が非常に小さい場合

【森林の状況】

- 対象森林はアカマツ 60 年生の林分で、面積は 20 ㎡程度。
- 周囲は松くい虫による被害を受けており、市が自らマツの樹種転換を実施するため、集積計画を策定済み。
- 対象森林については、現状被害が見られないことから、早急に手入れを行う必要はないが、今後、被害が拡大することも想定される。

【所有者探索の状況】

- 市は当該林分の登記名義人の住所地に戸籍謄本等の請求を行ったが、登記名義人全員について戸籍該当なしの結果であった。
- 明治時代後期を最後に登記情報が更新されていない状況。

【事例の検討】

- 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。
- 当該森林は非常に面積が小さいが、周囲で集積計画が作成されていることから、当該森林で特例措置を活用すれば一体的な整備が可能であると考えられる。
- 当該森林は高齢級のアカマツで構成されており、松枯れの被害に遭う可能性もあることから、当該森林の整備は森林病虫害の防止の観点からも重要である。
- 面積は極めて小さいが、森林整備に十分な理由があることから、特例措置の適用は可能と考えられる。

(3) 実際に活用したケース

共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例

【若桜町の概要】

- 若桜町(図 14)には、町域の 95%に及ぶ約 1 万 9 千 ha の森林があり、その約 7 割が民有林。
- 私有林人工林は約 6 千 ha あるが、直近 20 年で整備された森林は約 4 分の 1 であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- そのような中、若桜町森林づくり条例・わかさ森林づくりビジョンに基づき、森林経営管理制度に係る一連の取組も進めつつ、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指している。
- 森林に起因する災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していることを目的として、候補となるモデル地区を検討。
- 町を通貫する国道 29 号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ。
- 公道沿いの森林整備を優先することとし、地域の関係者との検討を踏まえ、その中から岩屋堂地区を選定。



図 14 若桜町及び岩屋堂地区の位置

【岩屋堂地区における取組状況】

- 公道沿いの森林(図 15)については、地籍調査時に所有者の確認が行われており、それが奏功し権利者全員の同意をもって経営管理権集積計画を策定(令和 2 年 12 月)。
- 他方、策定済みの森林に接する斜面上部の森林は、明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用。
- 令和 3 年 3 月 17 日付で法第 11 条に基づく公告をして、6 月以内に異議の申し出がなかったため、令和 3 年 10 月に経営管理権集積計画を公告し、経営管理権が設定された。



図 15 岩屋堂地区の対象地区の概要

【所有者探索の状況】

- 登記名義人は明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされないまま、数次相続が発生（表1）。
- 登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確知。

表 1 所有者探索の状況

登記名義人	第1次相続	第2次相続
A	家督相続によりA,Bそれぞれの子（死亡）に相続	地元に残るA,B,Cの孫各1名（計3名）を確知
B		（同意取得済）
C	配偶者及び子9人（全員死亡）に相続と推定	甥に相続と推定されるが、甥の相続人が不明 （全体の6分の1の持分が不明）
D	配偶者（死亡）に遺産相続と推定	
E	家督相続により子に相続 （同意取得済）	
F	配偶者に相続 （同意取得済）	

【町が行おうとする経営管理の内容】

- 弱度の間伐を繰り返ししながら、公道への倒木や土砂流出を招かないように森林を育成していく。繰り返し、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森林を再造成することも選択肢にある。
- 間伐等を1回以上、年に2回の巡視を行う。
- 費用については市町村が全額を負担することとし、収益が出たとしても、まずは経費の補填に充てることとし、所有者への還元はしない。

6 参考資料

(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果（参考1、2）

- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断で構いません。
- 通常、森林の整備を行うかどうかについては、森林の現況や社会的状況等を総合的に勘案していくことになります。要因となりうる現況としては、森林の過密状態、目視的な指標（下層植生の有無、地表面の露出度等）、地形的な要因（森林の傾斜度、地質等）などがあります。以下の資料（参考1、参考2）では形状比、相対距離比、樹冠長率、傾斜勾配などの数値と、森林状況との関係などに係る研究成果を参考情報として掲載しています。
- ただし、森林の具体的な状況は、地域によって樹種・林齢を含めて異なるものです。どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねられるものがあります。都道府県単位で研究機関等が普及する知見等をもとに対応していただく。

(2) 用語解説

育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成り立たせ維持される森林。
育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成り立たせ維持される森林。
天然生林	主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。
主伐	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。
皆伐	一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。
間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。
保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り取り作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。
下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り取り作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

「所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項（ガイドライン：令和3年度末時点版の修正案）」
各委員からの意見と対応方針

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
河合	1	全般	2(2)	市町村の担当者は専門家が少なく、短い期間で異動があることから、森林・林業関係の用語の説明も必要だと思います。	参考資料として用語解説を追加します。
河合	2	7	3(1)	「3共有者不明森林等に係る特例措置の手続き」について ・共有者、所有者の探索は中途半端に終わらず、最後までしっかり探索すること ・県への裁定申請には森林整備の必要性が明確に説明できること などを、注意点として特記したほうが良いのではないのでしょうか p.7の図5やケーススタディに記載された「・・・都道府県の最低に係る留意事項」だけでは少し弱いと思います。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。 【修正案】 p.17,1行目 ・この際、相続関係説明図（家系図のようなもの。図11）を作成すると、相続人の探索に漏れがないか確認できます。 p.21,12行目 ・特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定を申請する場合は、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることを合理的に説明する資料を整えておくことが必要です。
片山	3	8	3(2)	探索フローがわかりづらい。 個人の好みかもしれませんがフローチャートのYES、NO矢印で次に何をすべきか、どこに進めばいいかがハッキリ示した方が良いのでは。 国土交通省土地・建設産業局が令和2年3月に公表している「権利者探索の手引き」のp.9, p.10の探索のフローがわかりやすいと思います。 フローの各項目に付した番号と本文の解説がマッチしているとわかりやすいと思います。 <参考> 令和元年12月に公表されている「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・活用のためのガイドライン」のp.3の土地所有者等の探索フロー図もどこで何をすべきかが図中に具体的に記載されておりわかりやすいと思います。	フロー図を修正し、本文の記載と突合できるようにします。 フロー図を修正し、本文の記載と突合できるようにします。
野村	4	9	3(2)	「戸籍」の説明に、戸籍が本籍地の市町村において管理されているという点を（念のため）補記してはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり追記します。
品川	5	10	3(2)①	2行目「不明森林所有者の情報を保有すると思われる者から」を削除するべきです。聞き取り調査はするべきではないからです。 同様に、17行、18行は削除するべきです。	当該部分につきまして、森林経営管理法施行令第1条第2項に「当該共有者不明森林の土地を現に占有する者その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有する者であつて農林水産省令で定めるものに対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。」と定められており、更に森林経営管理法施行規則第8条第1～4号で詳細が定められている関係上、現状は削除が難しいと考えております。
品川	6	11	3(2)①	中段、緑枠部分は削除、聞き取りをするべきではありません。 「不明森林所有者の情報を保有すると思われる者からの情報収集の例」の項全体も、A～Dすべて削除。これまでの慣習で、そう思い込んでいただけです。さらに聞き取りしても、その裏付け調査が必要、証拠はあくまで公務所の証拠書類で取らなくてはならない、公務所の書類が出るのであれば、聞き取りなどしなくても出てくるものだ、という経験則の欠如が原因と思われる。	上記と同様でありませんが、A～Dについては、森林経営管理法施行規則第8条第1～4項に基づいて記載しており、現状は削除が難しいと考えております。

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
品川	7	12	3(2)②	<p>「概要」以下の記載に問題あり。 ①〇登記事項証明書記載の住所に現在も居住しているかを確認するために、住民票の写しや住民票の除票の写しを請求する。 ②また、住民票の請求の際に本籍地の記載を求めておくと、本籍地情報から、戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求へとつながることかできる。」ではないでしょうか。</p> <p>17行 「(登記事項証明書等の記載された……)」は削除。氏名・住所が一致していなければ住民票は出てきません。</p> <p>25行 cの記載は違います。 「住民票の写しや除票がない以上、本籍地も判明しない。その時点で、特例措置の利用にすむことができる。ただし、裁定の手續に、外部の法専門家が入っている場合、タメ元で登記事項証明書の住所に戸籍を請求してみよう求められることもあるので、この段階でやっておくのもよい。」</p>	<p>「概要」及び17行目はご指摘を踏まえ修正します。</p> <p>25行目のcの記載については、森林経営管理法施行規則第9条第1項に、「登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備える」と思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。」とあることを踏まえ、「思料される」の観点から記載しております。</p>
品川	8	14	3(2)③	<p>全体的に、「戸籍謄本で本籍地を確認する」という誤解があるように思われます。そうではなく、本籍地が分らないと、戸籍謄本は取得できないのです。その前提で修正します。</p> <p>2行 「本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。戸籍の附票には、その地に本籍地がある間の住民票の記録が掲載されています。」が正しいです。戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれています。</p> <p>5行 住民票の除票には、次の住所地しか書いてありません。次の本籍地の記載はありません。「概要」欄も、上↑と同じ記載でいいのでは。</p> <p>12行 「→住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍簿を請求する。戸籍謄本中に転籍の記載があれば、転籍先の市町村にまた戸籍謄本等を請求する。」</p> <p>16行 「→戸籍謄本と同時に、戸籍の附票を請求しておく、転居先の判明が速い。」</p>	<p>ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正したいと考えています。</p> <p>【修正案】 2行目 本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。 5行目 戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍地がある間の住民票の異動の記録が記載されています。 11～18行目 その1：戸籍謄本等を請求 →住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本、除籍簿を請求。戸籍謄本中に転籍の記載があれば転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求。戸籍謄本と同時に、現住所を確認するため、戸籍の附票も請求。戸籍謄本等が死亡していることが判明した場合は、相続人を探索。 その2：森林の所有者情報を確認 →得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認。</p>
品川	9	14	3(2)③	<p>28行 「手戻り」の意味が分かりませんが、請求先の市町村の窓口事前に電話をして、欲しい情報を伝えると、取得可能な情報を口頭で回答してくれる場合があります。しかし、すべての窓口がそうというわけではなく、対応の固いところもあります。むしろ、請求用紙に、最終的にどのような情報が欲しいのかという点を付箋などで貼って送付すると、窓口から問い合わせの電話をくれて、それなら、これもあります、あれもあります、とありますが、どうでしょうか、という対応をしてくれることが多いです。</p>	<p>「手戻り」に関しては、手續に慣れていない職員が必要な書類を請求先の市区町村に送付しなかったことにより、再び当該書類を送付しなければならなくなる事態を想定しております。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正案】 円場に事務を進めるために、請求先の各市町村のHP等から、必要な書類や請求方法を事前に確認することも考えられます。この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると手續がスムーズに進むと考えられます。</p>
品川	10	16	3(2)④	<p>1行、4行 「森林所有者と思われる者」ではなく、「登記事項証明書に記載された森林所有者」です。</p> <p>6行 上二つの〇がおかしいです。 ①〇登記事項証明書に記載された森林所有者が、戸籍謄本等により死亡していることが判明した場合、その戸籍謄本に記載されている相続人を確認します。 ②相続人を確認するには、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍を取得する必要があるります。前婚の子、嫡外子が存在することは、それほど珍しくないもので、それらすべてを捕捉する必要はあります。 ③婚姻を契機に転籍したら、新戸籍となりますので、転籍先の戸籍謄本と戸籍の附票の写しを請求します。 ④相続人が死亡または所在不明になっている場合は、特例措置に進みます。」となるかと思えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
品川	11	16	3(2)④	事務フローその1 「森林所有者と思われる者の」は削除。 その2 「森林所有者を特定する書類」が何を指すのか分かりません。	その1 ご指摘を踏まえ削除します。また、2行目、5行目は以下のとおり修正します。 2行目 登記名義人等の森林所有者が死亡していた場合は、 5行目 登記名義人等の森林所有者が、 その2 森林経営管理法施行令第1条第5項にある「森林所有者を特定するための書面」のことで、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目を設けた同意取得を目的とする書類を想定しています。（事務の手引その2 p.11、別記様式第2号）
野村	12	16	3(2)④	「森林所有者を特定する書類の送付等」が3回出てきますが、これは、判明した相続人が森林所有者であるか否かを問い合わせるような書類と理解してよいでしょうか。その場合、例えば、「森林所有者を照会・特定する書類の送付等」といった書き方もわかりやすいかもしれません。	その2 森林経営管理法施行令第1条第5項にある「森林所有者を特定するための書面」のことで、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目を設けた同意取得を目的とする書類を想定しています。（事務の手引その2 p.11、別記様式第2号）
品川	13	16	3(2)④	「相続人の探索範囲等」について 【第一段落】 森林経営管理法施行令第1条に「配偶者と子まで」という記載はありませんし、この森林に限って言えば、ほとんどのケースで数次相続の探索が必要で、現行法上はそもそも探索する範囲に原則にもなく、今生きている相続人まで探すのみです。 【第二段落】 「運用上は」とありますが、法規に「配偶者と孫まで」という記載はないので、孫でもひ孫でも玄孫でも、今生きている相続人まで探索する必要がありますから、孫でもひ孫でも玄孫でも、今生きている相続人まで探索する必要があります。	森林経営管理法施行規則第9条第1項に「登記名義人等が自然人である場合には、……当該登記名義人が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること」、第2項に「前号の措置により判明した当該登記名義人の相続人が記載されている……戸籍の附票の写しの交付を請求する」とあり、施行規則上は「登記名義人の戸籍謄本で記載されている相続人について、戸籍の附票を請求する」との構成となっていることから、原則として一代目の相続人（配偶者や子）を採す、という運用をとっております。
品川	14	17	3(2)④	5行目「林務部局は税務部局が保有する情報を含め」は削除するべきです。 戸籍と住民票から情報が得られなければその時点で終わりにしてよいです。 とりわけ税務情報は、必ずしも所有者を記載しているわけではなく、「払うてくれる人」を記載しているだけですので、不要な情報です。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正案】 4行目 登記名義人の所在を把握する方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活用に進みます。
阿部	15	20	4(1)	1、3番目の印箇所。公益的機能の発揮はもちろん、木材生産を目的とした活用も可能な地域での一時的な柔軟な活用を判断していただくという部分がかさく重要だと思えます。防災、環境保全にこだわることなく、木材生産での活用は必要な処置だと思うのでこういう記載は非常に良いと感じました。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正案】 4行目 登記名義人の所在を把握する方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活用に進みます。
品川	16	21	4(1) Q3	4行 「持つて」→「以て」？	「持つてのみ」に修正します。
河合	17	21	4(2)① Q4	【Q4】の説明で「落葉落枝（A0層）の流出や細根の露出・・・」について、検討会資料に載せていた写真を使って、状況を視覚的にイメージできると、よりわかりやすいガイドラインになるのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
阿部	18	23	4(3)① Q9	搬出間伐は収益を目的として搬出するので、良い木を伐って残った木の樹冠長率が40%に満たない木や、形状比が80以上になっているひよろの木の木が残ってしまう可能性が有ります。Q9の2番目に書いてある、「間伐は森林の健全化が第1の目的であり森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する」という記載があるのでよろしいかと思えます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正案】 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、例えば搬出に伴う表土流出が起きないようにするなど森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する。
阿部	19	24	4(3)① Q10	災害防止などの観点で列状間伐をやめた方が良いという知見は聞いたことがありませんが、列状間伐は機械化林業の施策方針なので機械を入れると林地を荒らす状態を作ってしまうことにもなりますから急傾斜地ではなるべくやらない方が良いと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり記載の順序を修正します。 【修正案】 ・施業体系上、列状間伐を実施することでも間伐の効果を得られる場合は、列状間伐も選択肢となる。 ・なお、劣勢木や被圧木を伐採し、間伐後の形状比を効率的に減少させるという観点では、定形間伐（下層間伐）の実施が効果的であり、急傾斜地や立木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、間伐率を検討する。

委員	通し番号	ページ	項目	質問・意見等の内容	対応方針
品川	20	25	4(4)① Q14, 15	Q14, 15について 共有者不明森林について、なぜ確知所有者の持分割合にかかわらず、確知所 有者全員の同意が得られれば特別措置の活用が可能か、の根拠の説明がな く、不安感を与えらると思われま おそらく、全員不明や確知所有者不同意の場合には、公告+裁定のダブル チェックを要求するが、共有者不明の場合は、確知所有者の同意を条件とし て公告のみのシングルチェックにしたことだと、推測はするが、手引 き等でも説明されたことはないのでは、記載を加えてはどうでしょうか。	ご指摘を踏まえて、Q14の記載を以下のとおり修正します。 【修正案】 「共有者不明森林の特別措置は、確知所有者全員の同意を条件として、公告期間に異議の申出がなければ不 明共有者の同意があったものとみなすこととされている。このため、その持分割合に關係なく活用が可 能。」
品川	21	29	5(1)ケース2	4行 「当該者から所有権の移転を証する書面（売買契約書等）やほかの共 有者等からの証言等」の「やほかの共有者等からの証言」は削除してよいか と思います。 13行 「本籍地に」ではなく「住所地に」 15, 16行 削除 ※住民基本台帳法は昭和42年施行、それに先立つ住民登録法は昭和27年 施行、それ以前には住民票は存在しない。よって、ゆうに死亡している年代 の登記名義人については、ダメ元で住所地在を本籍地とみなして戸籍請求して みて、該当なしの回答であれば特別措置に進むこととなります。 18行 「地元で登記名義人を知る可能性のある人物にもアプローチを行って おり、」は不要、又は本来不要な手続であるがこの件でははたまたま実施し た、ということも明記するべきです。	ご指摘を踏まえて修正します。 13, 15, 16行目についてはご指摘のとおり修正します。 16行目については、「その他参考となる情報もなかった」を追加します。 18行目については、「市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。」に修正します。
品川	22	30	5(2)ケース3	11行 「本籍地に」ではなく「住所地に」 16行 「地元で登記名義人を知る可能性のある人物にもアプローチを行って おり、」は不要、又は本来不要な手続であるがこの件でははたまたま実施し た、ということも明記するべきです。	11行目についてはご指摘を踏まえて修正します。 16行目については、「市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。」に修正します。
品川	23	31	5(2)ケース4	「所有者探索の状況」の項の3行 「相続手続が未済であるため、とりわけ、登記名義人(の孫など、地元に残 る1名の孫以外の相続人にも相続分があるとも考えらえるが、実態や地元に残 る者らの意向に鑑みて、際限なくは探索していかない。」は削除。 上記、「実態や地元に残る者らの意向に鑑みて」は他事考慮であり、現行法 上、鑑みる理由がない。カイドラインへの記載は好ましくない。	ご指摘を踏まえて修正します。
品川	24	33	5(3)		

第8回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】 令和4年7月15日（金）13:30～15:30

【開催場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム 14B

【出席者】（敬称略）

<委員長>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

<委員>

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

河合 智 岐阜県 郡上森林マネジメント協議会 事務局次長
（元・郡上市農林水産部 次長兼林務課長）

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<林野庁>

川村竜哉 森林利用課 課長

福田 淳 森林利用課 森林集積推進室 室長

中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

安藤竜介 森林利用課 森林集積企画班 企画係長

<事務局>

（公財）日本生態系協会 松浦、亀田、井上、小川

目次

【開催挨拶】	2
【1. ガイドラインについて】	3
<ガイドライン全体の説明>	3
<ガイドライン修正箇所について>	9
【2. 今後の予定について】	22

【開催挨拶】

中山課長補佐 第8回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会を開催します。まず、林野庁森林利用課の川村、福田よりご挨拶させていただきます。

川村課長 林野庁森林利用課長の川村です。昨年度までは、様々な特例措置活用の論点の整理ということで幅広くご議論いただきました。今年度はガイドラインの最終的なまとめの形で議論を進めていただきたいと思います。今年1月開催の委員会では、初めてガイドラインの骨子を示して説明させていただきました。しかし、森林経営管理制度は、規制改革推進会議等、政府全体の関心が高く、制度を活用した森林の集積・集約化、特に所有者不明森林の問題に対する取組をしっかりと進めるべきとのことで、年度末に急遽事務方でガイドラインの形を整え、4月に都道府県と市町村に示させていただきました。今後は、都道府県・市町村の意見も踏まえて、委員の皆様方より忌憚ないご意見を頂きながら、ガイドラインを作り上げていきたいと思っております。ガイドラインは、市町村の皆様の特例制度を安心して使っていただくためのものです。たとえ訴訟等が起こっても、ガイドラインに沿ってやっているということを示していただける、そういうものを作ることができればと考えております。最終的には、国の方にもいろいろな議論が起こると思っておりますが、まずはこの森林経営管理法という制度の中で、市町村が活用できる仕組みを整えたいと思っております。

福田室長 川村の後任で、4月から森林集積室室長となった福田と申します。3月まで木材貿易対策で、主に国際関係の仕事をしていました。森林経営管理制度、森林環境譲与税は世間の関心が高い案件で、身の引き締まる思いで日々仕事を進めているところです。皆様方からいろいろとご指導いただきたいと思います。

中山課長補佐 それでは植木委員長から一言ご挨拶をお願いいたします。

植木委員長 論点整理から始まって、ガイドラインが徐々に形になってきた。皆様にいろいろなご意見を頂き、まとまってきたのを大変うれしく思っています。このガイドラインがうまく機能するには、市町村森林整備計画や森林経営計画と一体となって森林整備に当たることが大切です。今後、市町村の林業担当者の負担が増えることが予想されます。体制をどのように構築していくかということも課題となりそうです。そういった議論は今後において詰めるとして、まずはこのガイドライン案をわかりやすい形に整理したいと思っております。皆様の忌憚ないご意見を頂きたいと思っております。

【1. ガイドラインについて】

<ガイドライン全体の説明>

中山課長補佐 それでは会議の進行に移らせていただきます。資料として、事前に頂いたご意見を基に着色修正した「資料 1-1 ガイドライン（修正箇所着色版）」、それを反映した「資料 1-2 ガイドライン（修正箇所反映版）」、及び「各委員からの意見と対応方針」の三つを用意しています。本日は、資料 1-1 をベースに説明させていただきます。まずガイドラインの内容を一通りご説明し、その後、修正箇所について順次ご意見等を頂ければと思います。

巻頭に「ガイドラインの見方・使い方」のページを設けました。ガイドラインに何が書いてあるのか、何が分かるのかを簡単に整理しました。1 取り巻く状況、2 森林整備の必要性、3 特例の手続、4 活用場面における検討、5 ケーススタディ、6 参考資料に分け、各題目の内容をできるだけ平易に表現しました。3 ページ目、「1 所有者不明森林を取り巻く状況」では所有者不明森林の現状と経営管理制度の取組の状況について、特例措置の活用に向けた視点を記載しています。具体的には、(2) の特例措置の現状では、令和 2 年度末時点の取組状況を示しました。市町村の約 8 割で準備作業を含め森林経営管理制度に係る取組を行っており、5 割の市町村で意向調査に取り組み、累計で 40 万 ha が実施済みとなっています。また、1 割の市町村で 3,500ha について経営管理権が設定されたところです。さらに、51 市町村では、所有者不明で探索を行っており、2,300 人のうち 1,300 人が判明したという状況です。最終的に、特例の活用に至った市町村は 1 町となっています。現在、令和 3 年度の実績を調査中で、次回の委員会までには修正案をお示しできるのではないかと考えています。4 ページ目には「2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性」という項目を設けました。これは市町村で経営管理の委託を受けて、森林の整備をする、その必要性や背景事情を参考情報として整理をしているページです。(1) の「森林の有する多面的機能」では、山が持つ様々な機能の状況、国民が期待する役割を整理しました。こうした情報を踏まえて検討を行うことが、不明所有者が現れた際の説明に備える意味でも重要だろうということで記載をしています。

5 ページ目の「(2) 森林整備の必要性」については、間伐の必要性に触れつつ、昨年度議論があった木材生産の観点での必要性にも触れています。

6 ページ目には、森林の誘導の考え方を参考として載せています。5 年毎に立てる国の森林・林業基本計画で位置づけている森林の誘導の考え方で、上が現状で、下が目指す姿となっています。森林を大きく三つに区分けしています。上の図の大きい丸が育成単層林でして、その上に広がっているのが育成複層林、その横に位置しているのが天然生林です。育成単層林が森林経営管理法で主な対象となっている人工林です。例えば、スギ、ヒノキの人工林は、この育成単

層林に入っています。現状では約 1,000 万ヘクタールあるこの育成単層林を、将来的にはその下の目指す姿のように 660 万ヘクタールぐらいに誘導していくというのが、森林・林業基本計画の内容です。すなわち林業経営に適したところはそのまま維持し、そうでないところは育成複層林を増やしていくという姿を描いております。いわゆる林業経営に適さない部分は、育成複層林として針葉樹と広葉樹の混じりあった山を将来的な姿としています。例えば、森林経営管理制度で市町村が管理を行う森林は、この育成単層林から育成複層林に誘導していく森林が念頭にあります

7 ページ目以降に「3 共有者不明森林等に係る特例の手続」をまとめました。

「(1) 主な事務の流れ」として、経営管理法に基づく特例措置をフロー図にまとめました。左から「共有者不明森林」の場合、「所有者不明森林」の場合、「確知所有者不同意森林」の場合の特例措置の事務の流れを示しています。左の二つで共通する事務として、不明な共有者、所有者を探索する工程があり、オレンジの枠で囲っています。この探索事務について、政省令や事務の手引に記載があるものをよりかみ砕いた形で、オールインワンになるように 8 ページ目以降で整理しています。特例措置全体の事務手続きは、事務の手引に委ねることとし、ガイドラインでは探索事務に着目して整理をしているところです。

8 ページ目には、「所有者探索の基本的な流れ」のフロー図を掲載しました。このフローチャートは、事前に意見を頂いたバージョンのものから少し変えています。委員からいただいた Yes/No 形式で整理できないかというご意見を踏まえつつ、10 ページ目以降の記載内容と突合できるような形でできないかということで、改めて整理をし直したものです。まず上から登記簿上の所有者の住所が分かるか、わからないかというところから始まり、住民票の探索で住民票があるかないか、なければ除票を取得することになります。さらに除票がなければ戸籍謄本、除籍謄本というところで登記名義人の生死の確認、法定相続人の確認をしていくという流れです。最終的に何もないければ、所有者不明として扱うこととなりますが、この一連の流れをフロー図で整理をしたものです。赤枠内に赤字の部分、一番上の「①登記簿等による情報収集」は 10 ページ目以降に、「②の住民票等による情報収集」は 12 ページ目以降にそれぞれ詳述しています。③、④も同様に、後段の手続きと紐づけられるような形でフローチャートを整理しました。

9 ページ目は、「探索に関する基本用語」を整理しました。前回お配りしたものに除票などの保存期間の情報を追加しましたが、中身的にはご意見を反映させた以外に大きな修正は加えておりません。

10、11 ページ目は、「登記簿等による情報収集」について示しました。構成として、まずやることの概要、次に具体的な事務フロー、さらに登記事項証明書の請求のワンポイントを記載し整理しました。右のページに関連する様式や、参考情報を載せる構成をとっています。事務フローは、土地及び立木の登記簿取得から、その所有者情報の確認と、登記簿以外の情報収集といった形で整理をし

ています。登記事項証明書の請求に関するワンポイントとして、事務的な手続きにかかる日数や、書類の取得先などを整理しました。右側に、実際に請求するに当たっての請求事由の記載方法、登記事項証明書の見方などを整理しています。

12 ページ目には、登記事項証明書で所有者だという方の所在を把握するために住民票等による情報収集をする際の仕方について記載しています。これも同様に概要を事務フローとワンポイントで整理しています。また右側にはその請求様式の例として請求事由の掲載と請求できる根拠法令を掲載しました。

14、15 ページ目については、住民票取得後、亡くなられているというような場合において戸籍謄本等による情報収集をしましょうというイメージ。こちらも同じく概要フロー、ワンポイントを整理し、またその右側に根拠法令、あるいは様式のここを見たらいいというところを整理しました。後ほど詳しく説明します。

16 ページ目では、①②③の結果を踏まえて、「相続人の探索」の際の概要や事務フロー、相続人の探索範囲等の現状の考え方を整理しました。17 ページ目に、参照条文として、事前にお送りしたときには入っていなかった森林経営管理法を追加しました。

18、19 ページ目は、「参考：法定相続人の相続順位」ということで、現行民法上の該当条文と、右側に相続順位の簡単な模式図を記載しています。模式図の下に、相続関係説明図の作成例を記載しています。相続順位についてよく問い合わせもあることから、こういう形で記載をしました。

20 ページ目以降は、検討委員会で議論いただいた内容を QA 形式で整理しました。作成に当たっては、当初は、活用のポイントを箇条書きで列記するような形式で整理できないか試みたのですが、分かりやすさや読みやすさを考え、QA 形式としています。

「4 具体の活用場面における検討」の「(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すれば良いか」で、まず、この森林経営管理法創設までの従前の考えを記載しました。元々、所有者が不明な場合に市町村が森林整備を行える仕組みとして、森林法に「要間伐森林制度」が設けられていたところです。ただ、これには厳重な要件がありました。具体的には災害の防止等の四つの公益的要件というのがありまして、それを考慮して知事の裁定も必要とするかなり厳重な手続きであり、これまで活用事例はないという状況でした。この要間伐森林制度自体は、森林経営管理法が出来た際に、森林経営管理法の方に災害等防止措置命令を創設することになり、発展的に解消する形でなくなりました。一方、森林経営管理制度に新たに設けられた所有者不明森林等の特例措置は、こうした四つの公益的要件は特になく、最終的には市町村が必要かつ適当と判断するかに委ねられており、そういった位置づけを改めて解説し、公益的機能の発揮はもちろんのこと、地域の要望に応じて木材生産目的とした活用も可能なので、柔軟に活用の是非を判断してほしいという考え方を最初に述べております。

次に、具体的な QA ということで、大きい項目ごとに整理をしました。まず①の「林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合」の林業経営者に再委託して木材生産をしたいという問いに対して、森林経営管理法では、林業経営者に再委託をして、木材生産したいという場合に活用は可能であり、柔軟に判断して良いが、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する必要があるというところを記載しています。②の「地域住民の意向や市町村の方針」として、地域住民の要望に対応するためにやりたいという問いに対しては、一応定められた方針に従って検討していただければそれで良いという答えにしています。

21 ページ目の、Q3「市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている」には、市町村の体制を踏まえると、なかなか優先的には取り組めないというところで、分かっている所有者から対応するというところで差し支えない、ただそのみをもって、不明森林に対応しないということにならないよう、整備方針を明確にして対応する必要があるという答えにしています。次「(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか」というところです。まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報などを集めて把握しましょうということや、森林整備の実施前に一度は現地を見て、森林整備の必要性を対外的に説明できるようにしておきましょうという内容。特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定申請の場合は、その必要性が審査要件になるのでその観点も必要だということなどを記しました。

Q4 では、森林の状況の把握方法や森林情報の把握の仕方などを記載しています。22 ページ目、Q5「森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない」については、どういう指標を用いれば良いか等について、検討委員会でもテーマとさせていただきます。代表的なものとして、樹冠長率があります。40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられるという記載をしております。前回の資料では、40%以下、以上でどう考えるのかというのが分かりにくいという指摘がありましたので、明確にするため表現に工夫をしました。形状比 80 以上の場合、整備の対象とすることが考えられる、あるいは立木密度についても成立本数の妥当性を評価することが考えられるという記載にしました。また、コラムにこの樹冠長率と形状比の考え方を簡単に解説しました。

23 ページ、「③地形的要因、法指定等の検討」の Q6「地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい」については、土砂災害防止を目的とした運用の場合は、地形傾斜が 30～35 度以上を整備が必要な目安の一つとすることが考えられます。また、現地まで行くのが難しい場合は、微地形表現図や地質図といった既存の資料で文献調査をやりましょうということを記載しています。また、Q7、保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか、という問です。ここは状況を踏まえて検討するということになります。保安林は、都道府県で基本的に対応できる部分なので、まずは都道府県と調整することが望ましいです。その上で、必要があれば、市町村が対応することも考えられます。Q8 では、「所有

者不明森林において病虫害対策を実施したい」といった特例措置の活用の観点について、積極的に活用するのが望ましいという形で記載しました。ただ、病虫害関係では各種措置が講じられているので、その調整はやってもらった方がよいと考えます。「(3) どのような内容の整備を行うか」では、Q9で、「搬出間伐」について、木材生産を行う森林整備も可能と記載しています。この点については、前回の委員会でも議論、指摘いただいたように、間伐はそもそも何のためにやるのか、森林の健全化が第1の目的だということが重要ですので、例えば搬出に伴って表土流出が起きないようにするとか、森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意しようということを記載しました。

24 ページ、Q10「列状間伐を実施したい」については、列状間伐も選択肢となるが、列状間伐に適さないところではよく考えてやりましょうということを書きました。また天然更新を期待した伐採を実施したい場合についても記載をしています。天然力の活用は、よく周辺状況を確認しながらやる必要があるという観点で記載をしています。また Q12 では、主伐の実施について、可能であるということを改めて記載しました。また、前回の検討委員会で資料配布させていただいた樹種転換の話も記載しています。Q13「存続期間の設定に迷っている」については、どの長さに設定すれば良いかは、通常の経営管理の委託を受けるという場合と比較して、特別な設定にする必要はないという形で記載をしました。ただし、特例措置だから長く預かりたくないのですごく短くするといった対応は、あまり良くないのではないかなというようにも記載しました。

次に 25 ページ目の「(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法」というところです。Q14で「確知森林所有者の持分割合は過半数に達しない」が良いものかということについては、その持分割合に関係なく活用は可能だということに記載しています。同様に Q15 についても、持分割合に関係なく経営管理内容を決めていただければ良いというような話、Q16も、所有者が全員不明な森林も、積極的に活用してくれということを項目として立てています。

26 ページ目のコラムの記述は、以前お送りした資料には入っていなかった内容で、「認可地縁団体」の関係の記述を少し入れています。前回、綾部市の事例のところで野村委員から地方自治法に基づく認可地縁団体の特例措置の活用についてお話がありました。それも踏まえまして、地方自治法に基づく特例措置を活用するということも考えられるし、入会林の場合は、入会林野近代化法という法律があり、そうした活用を検討することも考えられますので、コラムという形で記載をしました。森林経営管理法ではない仕組みを活用した方が結果的に楽に進められるのではないかな、という視点であります。その下の「②不同意者がいた場合の対応」ということで、綾部市の事例でも議論があったので、Q17で「確知した所有者から返信がなく困る」という場合の考え方を記載しています。原則書類のやりとりのみで手続きを進めれば良いのではないかなというところや、確実に届くよう進めていただく、あるいは督促も必要に応じてやっていただくということを記載しました。

27 ページ以降には、「5 ケーススタディ」を示しました。具体的には四つのケースで整理しました。「所有者不明私道への対応ガイドライン」に記載されているケーススタディの様式を参考にさせていただきました。ケース1では、共有者の一部が不明な場合のやり方ということで、森林の状況はどうか、探索の状況はどうか、それを踏まえてこの事例をどう考えるかという形式で整理をしています。共有者の一部が不明な場合、「森林の状況」パターン1、パターン2と二つ書いているのですが、いわゆる公益的機能の発揮を期待するような場合もあるし、パターン2のように、木材生産を射程に置いて経営管理を行いたいという場合もあるということで、パターンを二つ示しました。次に、「所有者探索の状況」として、町内の人から同意が得られたが町外の人を確知できなかったという場合への対応と、住所地への訪問を行っていないというような状況を記載しました。「事例の検討」では、特例措置を活用して良いのではないかと整理をしています。また、原則書類のやりとりのみで問題ないという見解を整理しています。

28、29 ページ目は、共有者は一部分かっているが、一部の共有者から返事がない、あるいは同意してくれないという場合のケースを整理しました。「森林の状況」としては地元の人が整備を望んでおり、「所有者探索の状況」については、数名から返信がないため、またその不同意の意思表示があったというような場合を想定しています。確実に書類を届けると三つ目の丸に書いていますが、不同意の意思表示が、数名については整備の実施そのものへの反対ではなく、自分は相続人ではないという主張、関わりたくないという意向で、同意を得られない場合にこの同意勧告を行って手続を進めたいというケース。そういった場合の「事例の検討」ということで、返信がない者に対して確実に書面が届いているということを確認していれば確知所有者と判断して差し支えないので、確知所有者不同意森林の特例の活用は考えられるということです。また、二つ目の丸にある、不同意の意思表示があった方の意向の把握に努めて、それを保存しておけば良いのではないかとこのところを書いています。よくあるのは、電話した際に同意しますと言われて、それを同意と取り扱って良いかというような話です。この場合、何をもって同意があったと判断するかは難しい面があるので、同意は可能な限り書面で取得するのが望ましいということを書いております。また、29 ページ目にあるように、自分は相続人ではないと主張する人もいるでしょうが、市が行った相続人調査の結果、所有者と推定される場合は確知所有者として扱うということで、この特例の活用を検討して差し支えないということを書いています。ただ森林整備そのものに反対しているか否かについて、同意勧告やその後の裁定の参考にするということも考えられるので、チェック項目を設けて、整備そのものに反対する不同意の趣旨を確認し残しておくことも一つアイデアとしてあるということで示しています。

最後に、その下にある「確知所有者不同意森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項」。これは事務的などころでもありますが、まず6か月以内に裁

定申請を提出する必要があるという点を記載しております。その上で、県が裁定申請処理をしていくことになるので、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当だと合理的に説明できるかを確認する必要があります。その際、定量的指標は必ずしも必要ではありませんが、写真等により、経営管理を行うことの必要性が説明されているか確認することなどを記載しています。

30 ページ目のケース3に、全員が不明という場合について示しました。特に、「所有者探索の状況」のところを見ていただくと、書類を取得しても見つからない、戸籍該当なしという場合に、「事例の検討」では、探索を十分に行ったと考えて良いということとし、戸籍謄本等の該当がない理由として考えられることを記載しています。また、現地確認までは必要ないといったことを記載しています。最後に、「所有者不明森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項」ということで何点か記載しています。所有者不明の場合は、所有者の探索行為をきちんとやったかという点と森林整備の必要性という点の二つを見るので、その観点を書いています。ただ市町村に対してさらに過重な資料を求めるといったことがないように留意しましょうという点についても記載しています。次の31 ページ目のケース4は、「所有者不明森林が非常に小さい場合」にどうするかという事例。糸魚川市の事例で、小さい面積の森林で、結果的に集積計画に取り込まなかったという事例がありました。小さい面積でも整備の必要性があると考えられる森林の状況として、病虫害の被害拡大なども想定されます。「事例の検討」の最後に、面積は極めて小さいが森林整備に十分な理由があるので、特例措置の適用は可能と考えられるという見解を示しました。

32、33 ページ目には、実際に特例を活用したケースということで、昨年度検討委員会に登場していただいた鳥取県若桜町の事例を掲載しました。

34 ページ目は、参考資料で、森林管理水準に関する知見の整理結果を掲載しています。森林整備の必要性、何をやればどういう効果があるかということ、また関係文献を整理したものや用語解説を載せています。残りの資料は前段の参考資料を掲載しています。以上、ガイドラインの全体の構成と主な内容のご説明となります。

<ガイドライン修正箇所について>

中山課長補佐 各委員から事前にご指摘いただいた部分から振り返りたいと思います。まず、河合委員から、市町村担当者は専門用語が分からないかもしれないので、説明を入れた方が良いでしょうとのご指摘を頂きました。これはガイドライン全体に対してのご意見だと思いますが、特に4、5、6 ページ目に森林特有の言葉が多くありますので、例えば、5 ページの上、適切な手入れの後に(下刈り・除伐・間伐など)を加筆しました。原案では、「間伐等」としていましたが、「等」として想定される具体的な作業を加えています。また、解説の記載方法について、当初は脚注形式での整理を試みたのですが、これが見づらかったため、34 ペー

ジ目に用語解説を入れる形としました。育成単層林・育成複層林・天然生林・主伐・皆伐・間伐・列状間伐・保育・除伐・下刈という、整備にかかる用語の解説となっています。河合委員、これについてご意見を頂きたいのですがいかがでしょうか。

河合委員 市町村担当者は異動があり、初めて林業関係を担当する方もいると思います。例えば、間伐と聞いて、干上がる方の「干ばつ」を思い浮かべる担当者もいるわけです。「間伐とは何か」から始まる担当者もいると思います。そういう認識も必要かと思い意見させていただきました。ガイドラインに出てくる他の言葉、例えば、「択伐」、「定性間伐」なども記載し、できるだけ分かりやすくするのが良いと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。今の「択伐」や「定性間伐」も含めてもう一度見直して追加すべきものを検討してみたいと思います。3～6ページまでの森林整備全体の関係のところでは他に気づきの点がなければ次に行きたいと思います。7ページは、主な事務の流れということで、特例の全体の流れと、それに対応する事務の手引、林野庁の通知との突合関係を整理しています。8ページの事務フローについては、原案について片山委員より分かりづらいというご意見を頂いたのと、都道府県市町村から具体的な事務とフローが突合できるよう整理してもらえたら有り難いという意見もあり、わかる・わからない、ある・ないという形式で整理を試みたところです。片山委員、ご意見をお願いします。

片山委員 フローチャートを入れることで、分かりやすくなった気がします。所有者探索を全くやったことがない市町村担当者も、探索をやるとなったときに頼りになるのはこういうフロー図だと思います。自分が探査をするとしても、最初に登記簿によって情報を得て、登記簿に書いてあることを見て、所有者さんが生存しているか死亡しているかなどを調べていくことをこのフローチャートのとおりに見ていけばできるのではないかと思います。非常にうまく整理できたのではないかと思います。ありがとうございます。

中山課長補佐 原案はやや正確性を欠いてでも簡略化したものが分かりやすいのではと考えお示したところですが、今回のわかる・わからない形式で再整理させていただきました。他にお気づきの点があれば直していきたいと思います。9ページの探索の基本用語のところですが、野村委員から戸籍の参考情報として、「本籍地の市町村によって管理されている」というのを表現すると良いのではというご意見を頂き載せています。ここままで他にお気づきの点があれば次に行きたいと思います。10、11ページの登記簿等による情報収集の内容は、基本的には公的書類で所有者情報を採っていくということですが、事務フローのその3に、「登記簿以外に

よる情報収集」ということで、「不明森林所有者の情報を有すると思われる者から情報収集」という項目を設けています。その具体的な者ということで、11 ページの下に、「不明森林所有者の情報を有すると思われる者の情報収集」として対象となる4類型をA, B, C, Dに記載をしています。品川委員からこのプロセスは必要ないのではないかとのご意見を頂きましたが、現状、政省令上このプロセスを踏むことになっているため、落とせないというところです。ただ、むやみに聞き取り範囲を広げる必要はないということで、事務フローその3に、(後述の4類型を対象としており、いわゆる地域精通者などへの聞き取りなどは不要であることに留意)と少し踏み込んだ文章を書きました。ここに書いてある者から情報収集すればよしということで、具体的には11ページにある、A当該森林の土地を現に占有する者がいればその者、あるいはB登記簿上に所有権以外の登記された権利を有する者、Cの意向調査により判明した関連情報を持っていそうな者、Dの市町村が保有する情報に基づく者。新たに土地の所有者となった方は、市町村への届出が義務という仕組みもあるので、そうした他の行政プロセスで所有者を確認する方法があれば利用するという位置づけで記載しています。

12、13 ページの「住民票による情報収集」で、品川委員から助言を頂き、「概要」「事務フロー」の修正をしています。「概要」に「登記事項証明書記載の住所に現在も居住しているかを確認するために、その住民票や住民票の除票の写しを請求します。請求に際し、本籍地の記載を求めておくこと本籍地情報から戸籍謄本除籍謄本をまた戸籍の附票の写しの請求と繋げることができる」という表現にしています。具体の事務フローですが、まずその1で、住民票の写し請求は、登記事項証明書から得られた氏名・住所の情報から所有者と思われる者が記録されている住民基本台帳を備えていると思われる市町村に住民票を請求するということとなります。そしてその2が、その住民票の写しの有無を踏まえた対応となります。a. 請求して住民票の写しがあったとなればその住所に意向調査票を送りまして、b. 住民票がないが除票があったとなると転出先が分かるので、そこに住民票の写しを請求していき、死亡が判明した場合は、本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求するという流れにしています。c. 住民票の写しや除票がない場合、基本的には本籍地は分かりませんが、登記事項証明書記載の所有者の住所地が実は本籍地で戸籍があるかもしれないので、その当該住所地の市町村に戸籍謄本等を請求し相続人を探索と記載しています。これは一般的な相続人調査でも通常行われていることとお聞きしますので、ガイドラインでもスタンダードな方法としたいと考えています。このほか、登記事項証明書記載の所有者の住所地に請求して戸籍謄本等がないという場合、不動産の住所、すなわち森林の所在地の市町村に戸籍の請求をするかについては、現状必要ないという観点から記載をしていません。しかし、例えば所有者不明森林の場合、県知事の裁定プロセスの際に、土地の住所地の市町村にも、戸籍を請求しなさいという話になると、やらないといけなくなることも考えられます。このため、

端から必要な事務として位置づけるかどうかというのが論点としてあり得るのではないかと品川委員にご意見を頂きました。林野庁としては、必要ないのではないかと考えており、現在のところ記載をしていません。しかし、通常の探索事務の場合には、実態としてやられる場合も多いと聞いていますので、検討の余地があるかもしれません。現状、c.の部分では、登記事項証明書に記載の所有者の住所地も本籍地と仮定して、戸籍を請求するという記載に留めていまして、土地の住所地を本籍地と仮定して戸籍を請求するという事務については記載しておりません。この点、品川委員と野村委員のご意見を頂きたいと思えます。

品川委員 書いてある内容のとおりでよろしいかと思えます。

野村委員 森林の場合、その住所地に本籍地があるとはあまり考えられないので、戸籍等を請求しないと思えます。しかし都道府県知事が裁定の際に、森林の住所地で戸籍など調べたかという指摘をすると、それは過重な要求になります。そういう人たちのために、これは不要でそこまで求めるものではないと記載することは一案としてあると思えます。ただ、施行令などでは森林の住所地で戸籍を申請するとはなっていないので、普通は言い出さないのではないのでしょうか。必要がないというのはそのとおりで、書くとするれば、要求すべきではないという趣旨で、念のため記載するかどうかということです。誰も要求していないのであれば、記載しなくても良いのではないかと考えます。

中山課長補佐 河合委員に伺いますが、実際に郡上市で探索をされる中で、戸籍の請求を行う際、所有者の住所地を本籍地と仮定して請求することはするのでしょうか、森林の場合はその土地の住所を本籍地として仮定するまで必要ないのではないかとこのところもあると思うのですけれども、実務ではいかがでしょうか。

河合委員 戸籍担当部署に聞いて戸籍があるのかどうか確認し、その情報を得ています。以前、林野庁からお問い合わせいただいたときにご回答したように、登記事項証明書に全く住所の記載がないところは、その名前で戸籍があったとしても、その人物が特定できないため市民課の担当者も戸籍謄本は出せないところです。また、登記事項証明書の住所が市外であっても、当該人物の戸籍謄本の存在を確認するかどうかということがポイントです。郡上市内の住所であれば当然確認しますし、市外の住所でも当該人物の戸籍謄本の有無が判明します。

川村課長 実務的に地元の市町村であれば、市民課などで検索をかけていただくというのはあるかと思えます。一般論として所有者の住所地を本籍地として仮定して戸籍謄本等を請求する旨を明記するということが、「土地の住所を本籍地と仮定して戸籍謄本を請求するという事務まで求めない」ということを裏返しで表現す

るということで整理したいと思います。

中山課長補佐

14、15 ページの概要のところは品川委員に記載の精査をしていただきました。「戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票には、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています」という解説を入れさせていただきました。戸籍の附票の写しを請求することで現住所を確認できるということです。具体の事務フローとして、まず住民票や住民票の除票から得られた本籍地情報から、本籍地の市町村に戸籍謄本や除籍謄本を請求します。その戸籍謄本中に転籍の記載があれば、転籍先の市町村に戸籍謄本等を請求します。この戸籍謄本と同時に現住所を確認するため戸籍の附票も請求。死亡が判明した場合は相続人を探索するという流れになっています。また、ワンポイントのところに、円滑に事務を進めるために請求先の各市町村のホームページから必要な情報を事前に確認することも考えられ、この際、どんな情報が欲しいかを記載して送付すると、手続きがスムーズに進むと考えられるなど、通常の探索スキームでよくやられているポイントを加えさせていただきました。

16、17 ページで、①②③の情報を踏まえて、登記名義人の方が亡くなっていた場合の探索を記載しました。概要のところの登記名義人等の所有者が、戸籍謄本等により死亡していることが判明した場合、戸籍謄本に記載されている相続人を確認します。確認に当たっては、亡くなられた方、被相続人の出生から死亡までの一連の戸籍を取得する必要があると記載しました。相続人が死亡または不明である場合は公告の手続きを進めましょうということです。次に事務フローその1。戸籍謄本等で確認した相続人の本籍地の市町村に相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求します。その2で、その情報を元に意向調査票等、森林所有者を特定する書類の送付等を行うこととしています。ここは森林所有者を特定する書類は何かというのが曖昧だったので、意向調査を行うという意味で「意向調査票など」と加えました。仮に相続人が死亡していた場合であっても相続人の相続人の所在が分かっているならば、その者に対して森林所有者を特定する書類の送付等を行うこととなります。その次が「相続人の探索範囲」です。法令の規定により、原則として探索する範囲は登記簿上の所有者及びその相続人となると書きました。

17 ページに森林経営管理法施行令と施行規則の抜粋を記載しています。特に施行令第1条の第4号、登記名義人等が死亡または解散していることが判明した場合には農林水産省令で定めるところにより、記録されている戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票を備えると思われる市町村の長に提供を求めるということになっています。この農林水産省令で定めるところにより、というのが、その下の森林経営管理法施行規則第9条第1号に記載されておりまして、登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿または除籍簿を備えると思料される市町村長に対し、戸籍謄本等を請求することとされています。

ます。第2号で、前号の措置により判明した登記名義人等の相続人が記録されている、戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対して、当該相続人の戸籍の附票または消除された戸籍の附票の写しを請求するという事になっていきます。この規定により、原則として探索する範囲は登記簿上の所有者及びその相続人という解釈を取っており、そういった意味で探索範囲は一般的に配偶者や子ということになっています。しかしながら、登記記録は現に所有していると思料される者の祖父母の代で止まっており、特に森林の場合、登記されてから50年以上は経過しているものが3割以上あるという結果もあります。孫の所在も把握できるという場合も多くあるので、運用上では探索を尽くすという観点で所在が把握できる場合にあっては孫の代まで丁寧に探索を行うよう努めるという記載をしています。また全ての相続人を把握するためには、出生から死亡までの一連の戸籍が必要になるため、いわゆる改正原戸籍謄本の入手についても記載をしています。また相続関係説明図を作成すると相続の探索に漏れがないか確認できること、フィールドワークはそれほど必要ないことを記載し、17ページ目の上のところに、登記名義人の所有者情報が不足するときや戸籍等が廃棄されているときは把握できないので、特例措置の活用に進むと記載しました。

18、19 ページ目に、現行民法下の法定相続人の相続順位の記載をしています。図10で、配偶者は常に相続人で、子が第1順位、子がないときは、第2順位として直系尊属、第1、第2順位がないときは被相続人の兄弟姉妹というよう相続順位となりますので、その関係を図で整理しました。相続人の探索で追加のご意見を頂きたいと思います。

野村委員 16ページの概要の二つ目、「相続人を確認するためには、被相続人から死亡するまでの一連の戸籍を取得する必要があります」の部分は「被相続人が生まれてから死亡するまで」ではないですか。

中山課長補佐 ありがとうございます。修正します。

野村委員 相続人の探索範囲については初期から品川委員と話をしています。法令上は相続人までとあって、相続人の相続人は特例として直接には求めていない。それは立法時にそういったことを確認した経緯があると伺ったところですが。そうは言っても孫まで調べず、公告して知らないうちに進んでしまったときに、クレームに耐えられるのか。デリケートな弁護士は権利を失うと言うと思います。孫までの探索をやらなくて良いと自信をもって言える人はあまり多くはないだろうと思います。「丁寧な探索を行うように努めます」という記載はそうした配慮があるのかなと認識しています。私見では、絶対必要ですとも言いたくないし、緩和するような方策はないものかと考えています。合理的に「こういうケースはもう探索しなくて良いのではないか」といった内容を取り入れたいと思いつつ、「努める」

と記載があるので良いのかなとも思います。話は飛びますが、関連して 33 ページの若桜町の事例のところ、「所有者探索の状況」の原案の記載はこれで良かったのではないかと思います。

中山課長補佐 探索の状況の部分は原案の記載のままで良かったということでしょうか。

野村委員 そういう実務もあり得ると言ってあげたいが、公表する文書に堂々と書いて良いのか。異を唱える者がいるのではないかと思ったら、この辺の話をあまりガチガチ書き込まない方が良いと思います。今の法令の作り方だと、実際子供まで探索したが孫まで探索をしなくて良いと言えるかというあたりについてはデリケートなところですよ。今一度、品川委員のお考えを伺いたいと思います。

品川委員 ここに関しては、林野庁との事前協議の際にも、かなり詰めた話し合いをさせていただきました。林野庁としては、一旦手引きに明示したことを簡単に削除することはできないということだと受け止めています。ただ、法律家からすると、だからいいですと直ちに受け入れることもできませんので、削除できませんかと申し上げました。しかし林野庁としては削除できない、ということで協議の際にお話があったところです。一方、林野庁や私が市町村で研修をさせていただく中で、現場では決して探索が配偶者と子まででは止まっていないという経験上の認識は、共有できました。実際に現場の人が明治時代、大正時代の登記を基に探索を開始して、それで配偶者と子のところで探索を止めるという現場感覚は、持っていないわけです。私もそのように見ているし、林野庁の方もご存知のようでした。私や野村委員が、法律家としてこのガイドライン作成者に名前を連ねておきながら、この記載が残るということは非常に痛恨ではあります。あとから同業者に批判を受ける可能性はあるのですが、この辺りの対話を議事録に残して、一旦引こうかというところですよ。何とぞご了解いただきたいと考えています。

中山課長補佐 ありがとうございます。探索については河合委員からしっかりと探索すべきだというご意見を頂いておまして、郡上市でもしっかりと探索をやられています。綾部市は探索をした結果、30名の共有林の法定相続人が140～150名ぐらいになりました。ノウハウを集めるということで、昨年度恵那市に協力していただいたところ、数百名ぐらいになり、実際ギリギリまでやってみたらまだ膨らんでいます。特に共有地の場合、そういった実態が多いと思います。大正時代の登記で止まっているということがあります。森林経営管理法が出来たときの経緯だと、農地では、登記簿に記載の所有者の戸籍で分かる相続人の戸籍の附票を取るという運用が動いており、それを参考にしながら、森林も同様のやり方でできないかといった背景があります。一般的には配偶者と子までの探索となっているが通常、登記名義人の相続人が亡くなられた場合その相続人についてまた戸籍を取る形で進んでいくと思います。そうしますと相続人を新たに確知してしまうので、分

かったら探索しなければなりません。ただ登記名義人の戸籍で分かった相続人の戸籍の附票を取ってその戸籍の附票がなかった、あるいは相続人が亡くなっていたという場合、政省令上のプロセスとしては、この段階で特例を実施することは可能だということになります。一方で所有者を明らかにして、所有者情報をしっかりと整理するという観点でいくと、当然最後までしっかり探して所有者を確知していこうということも現場実態としてあります。その兼ね合いが難しいところです。法律の建付は、そういう形で設計しているものなので動かさない部分があります。このガイドラインで我々としては結構踏み込んだつもりでありまして、しっかり探索をやるという部分をかなりにじみ出して「探索を行うよう努めます」と表現させていただいています。

川村課長

野村委員、品川委員がおっしゃるとおり、実際に森林が管理されている状態という現実がある中で、探索を止めるということにはならないと思います。仮に、昭和初期で登記が止まっても、森林はおそらく50年生ぐらいなので、そうであれば戦後に植林されたということになります。その森林が間伐した跡があるというような状態であれば当然、それなりに探索をするというのが一般常識として求められるので、「丁寧に探索を行うように努めます」というところの意味合いを研修等でしっかりと指導していきたいと思います。なお、ケーススタディのどのような場合にどこまで外したということもできるだけ積み上げていきたいので、引き続きガイドラインの充実を進めたいと思います。

野村委員

補足ですが、他方、自分で相続人探索をした経験などから、調査はできる限り全てやりなさいというそれだけのメッセージだと、千人でもやればできるのですが、それが必須となってしまうと、それは良くないのではないかという思いはあります。それを全部調べない限り要件を満たさないということになっていないのは、むしろ良いことだと思います。とはいえ、簡単に調べられるものしか調べないというのではないのです。例えば、すぐく枝わかれして、権利の100分の1しか持っていない人の枝の先の方が調査し尽くせていないというとき、99%の権利者が分かっている中で、特例に進んで良いのか。調査の程度とか、権利の分量とかを考えて、公告手続きに進んでも誰かの権利を重大に侵害するわけでもなく、法律上の要件も満たしているというある一部の柔軟さはあった方が良いと思います。これは私の価値観であって弁護士一般の価値観ではないかもしれませんが、そういう意味ではむしろ、法律ではここまでしか求めていないということはある意味でも良いと思います。ここまでやれば探索として十分ではないかというような、厳密さを少し削げるような考え方を正式にどこかで打ち出せるのであれば、その努力に協力したいと思います。

品川委員

野村委員から非常に心強いコメントを頂きました。林野庁と事前協議を行う中で、法改正するのであれば、野村委員がおっしゃったように、例えば、相続人100人

まで確認したところで公告して良いとか、そういった制度を検討しても良いのではないかといった提案をさせていただきました。

中山課長補佐 ありがとうございます。

河合委員 「努めます」という言葉はすごく曖昧なところがあるので、難しいかもしれませんが、ガイドラインを使う市町村の担当者たちが迷わないような、また使いにくいものにならないような書き方にできればしてほしいところです。

川村課長 今の状態では、どこまでが努めたということになるのか曖昧さが非常に残っているのはご指摘のとおりです。そこはケーススタディを積み重ねてガイドラインを充実させていくところと、法改正の課題を視野に入れながら、今後検討していきたいと思います。

中山課長補佐 ありがとうございました。次に、20、21 ページの QA のところで、特に河合委員から、所有者不明の森林の場合の都道府県の裁定申請の場合にしっかり説明できるように備えることが必要で、ケーススタディの部分に書くだけでは足りないのではないかというご意見を頂き、括弧 2 番の矢印二つ目の中ほどに、追加させていただきました。さらに、Q4 の「森林情報の把握方法に迷っている」というところに下層植生の状況について良い悪いという事例を写真で入れた方が良いのではないかというご意見も頂き、下層植生の状態の写真を入れました。河合委員、いかがでしょう。

河合委員 結構です。

中山課長補佐 23 ページの Q9 です。切捨間伐だけでなく搬出間伐を実施することも可能かというところについて、元々の記載でも趣旨は伝わるから良いのではというご意見を阿部委員より頂いたのですが、間伐の必要性や間伐の効果をしっかり出すという意味で、搬出に伴う表土流出が起きないようにするという、具体例を挙げこの公益的機能の発揮に支障が生じないように留意する追記しました。阿部委員いかがでしょう。

阿部委員 結構だと思います。

中山課長補佐 25 ページ、確知森林所有者の持分割合 Q4 の確知している全員が同意しているが、持分割合が過半数に達していない場合、品川委員からなぜ過半に達してなくても安心してできるのかを記載した方が良いのではとのご意見を頂きました。この特例措置について解説を少し加えたところです。特例措置は確知所有者全員の同意を条件として公告期間の申出がなければ、不明共有者の同意があ

ったものとみなすとされているので、持分割合に関係なく活用が可能ということで少し解説を加え直させていただきました。品川委員、そういう趣旨で良いでしょうか。

品川委員 私の質問の趣旨ではなく、林野庁の解釈の趣旨はどういうことだったのかということなのですが、制度としてこうしましたではなく、どうしてこういう制度にしたかということが皆さんも腑に落ちないのだと思います。10分の1でも100分の1でも確知している人がいて同意しているのであれば、残りの100分の99が不明の状態であっても特例措置を活用して良いと、極論ではそうなります。なぜそう考えることが許されるのかと思うわけです。私は何となく不安感を持ちます。私が質問・意見で書いたところは、私が説明を求められたら頑張っってこう答えるという一案にすぎません。林野庁に別のお考えがあるのであれば伺いたいと思います。

中山課長補佐 所有者不明森林の場合は都道府県とダブルチェックがあるから良いというのはあるのですが、共有者不明の場合市町村の公告のみで終わるので、なぜ市町村の公告単独で終わって良いのか。確かにはっきり解説する内容ではないのですが、確知している所有者がいてかつ同意しているということしかないと思っています。そういった意味で、確知所有者全員の同意を条件としていることを書いているところです。

品川委員 100%所有者不明であれば、公告、裁定となります。100分の1の持分の所有者でも同意していれば、公告だけで良いということです。これは私が考えてみた理屈です。

川村課長 登記簿の持分割合に関わらず、誰か共有者がいれば、シングルチェックで十分ということで制度を作るに至った。ここはトートロジーのようになっており、なかなか難しいというのは我々も議論していました。最終的にはシングルチェックであろうとダブルチェックであろうと、みなし同意といった形で全員同意という形を作り上げるので、持分の割合について制度上は問わない。ある意味、品川委員のお考えで良いと思いつつ、そこが確認できなかったという状況です。

品川委員 できるだけ手続きを軽いものにしていこうというお考えには同調できますが、使う側が不安になる気持ちも理解できましたので、コメントさせていただきました。

中山課長補佐 QAの具体的な修正点はそういったところです。今後、できるだけQを増やしていけば良いと思います。具体のものを今、念頭に置いているわけではないのですが、やはり取組が進む中でいろいろな声も出てくると思っており、ここは特にこれからさらに充実させていただきたいところだと思います。QAについて追加で

お気づきの点はあるでしょうか。

阿部委員 Q4の「植生の有無など」とあるが、「下層植生の有無」の方が良いのではないのでしょうか。図12は「下層植生」になっています。

中山課長補佐 修正します。

阿部委員 もう一つ、Q4の最後の文章で、「ドローンや地上レーザー計測等を活用し」との記載があります。ドローンは非常に一般的になってきていると思いますが、地上レーザー計測は現場でも使われるのでしょうか。なかなか難しそうな気がするのですが。

河合委員 現場で使っています。

川村課長 使っているところはポツリポツリと出始めています。

河合委員 なかなか難しいですね。

植木委員長 でもまだ一般的ではないのではありませんか。

河合委員 森林組合が持っているので、借りて今やっているところです。

中山課長補佐 やってみると手間がかかるという意見をたまに聞きます。

植木委員長 こうやって書いてしまうと、現場では地上レーザー計測をやらざるを得ないという意識になってくる可能性があります。結構手間なので、いかがなものかなと思うのですが。

河合委員 一方でドローンを飛ばして写真を撮って確認するくらいなら簡単ではないかと。

植木委員長 ドローンならだいぶ普及しています。地上レーザーはどうでしょう。

川村課長 現場の受けは悪いような印象でしょうか。

阿部委員 専門の方がやらないとデータ処理が大変です。

川村課長 地上レーザーを導入したところで計測の件数が多いところは大変というのを聞いてはいるのですが、データ処理はソフトがあるので本数と太さくらいは算出できるのではないかと思います。ここはもう少し一般化したものの記載にする

ということで検討したいと思います。

中山課長補佐 ドローンは市町村直営で使われているという声はお聞きします。森林組合でもドローンを飛ばしているのでしょうか。

片山委員 森林組合でもドローンを持っていて職員が使用しています。地上レーザーは県森連がもっており、やっている話は聞くが大変なようです。細かくポイントを取って計測する必要があり、それをするなら自分で本数を数えるといった話は聞いています。

河合委員 実際やってみた例ですが、30m 四方のプロットで12点とるのに約30分かかります。

中山課長補佐 下層植生があっても大丈夫なのでしょうか。

河合委員 下層植生があるとあまり精度は良くないですね。

川村課長 見えないところをどうするかというのは課題ですね。

河合委員 地上レーザーだと樹高が正確に出ないのが課題です。

片山委員 地上レーザーで調査が簡素化できるかという話は議論が必要かもしれません。

中山課長補佐 確かにドローンを使って現場確認を容易にやっている事例を入れると分かりやすいかもしれないですね。

植木委員長 そういう意味では、23 ページ Q6「地形的要因」の二つ目に「微地形表現図や地質図といった文献調査」と記載がありますが、徐々に一般的になりつつあるCS立体図がかなり有効ではないかと思います。意外と簡単に手に入る状況で、長野県では取得できます。他県でも作成していると聞いています。

河合委員 岐阜県でもあります。

植木委員長 ありますね。CS 立体図を見ると、くぼ地だとか尾根だとか地形がよく分かります。利用しやすいのではないかなと思います。

川村課長 今、各県で森林環境譲与税が入ってきている関係で航空レーザーを飛ばしています。微地形表現図と派生であるCS 立体図はかなり整ってきている状況です。データ計測の成果等の形で微地形表現図とかCS 立体図とか例示をするような

形で既存のデータ活用を記載していきたいと思います。

中山課長補佐 植木委員長、そのほかよろしいでしょうか。

植木委員長 この程度でよろしいかと思えます。

中山課長補佐 ありがとうございます。27 ページからのケーススタディについて。ケース1は特にご意見はありませんでした。ケース2は28、29 ページで、元になった京都府綾部市の事例がちょうど動いており、その状況を踏まえて記載を検討した結果、記載が多くなっています。前回、品川委員から頂いた「チェック項目を設けて」というご意見も29 ページの二つ目に入れてあります。森林整備そのものに反対か否かを容易に図れるようにしておくというアイデアを記載しました。県知事裁定の留意事項を設けましたが、昨年度の骨子案でお示ししたときは、別途の項目で裁定の留意事項を整理するという案をお示ししていたところです。しかしながら、作る過程で収まりが良いところが見つかりませんでした。そのため、ケーススタディのところに収めたところです。次の30 ページ、ケース3、所有者探索の状況で「その他参考となる情報はなかった」と入れていますが、事前に見ていただいたものには「本籍地には登記名義人の同姓が多数居住している地区があったので、地区長に情報提供を求めたが心当たりはないとの回答であった」と、聞きとりをやってみたということを入れていたところです。しかし、入れると逆にやらないといけないのではないかという議論を惹起するというので、それを削り、「その他参考となる情報はなかった」という記載にしました。同じように、この下の事例の検討の「探索を十分に行ったといえる」というところも、原案は、「地元で登記名義人を知る可能性がある人物にもアプローチを行っており」と記載していましたが、しかし、書くとなしにいけない、という考え方を持たれるかなということで、削りました。以上が変更点です。

31 ページ、ケース4でも同様に、「事例の検討」の「探索を十分に行ったといえる」のところに、「地元で登記名義人を知る可能性がある人物にもアプローチを行っており」というのを入れていたのですが削りました。できるだけフィールドワークに誘導するような記載をなくすという観点で修正したものです。

32、33 ページ、若桜町の実例。先ほど野村委員からご指摘いただいた、33 ページの所有者探索の状況のところも、一部記載を削除しています。記載ぶり自体は、昨年度の検討委員会の資料でお示したもののままですが、ガイドラインに記載するに当たって、整序を行ったというところです。ケーススタディも実際に検討委員会で紹介した事例をそのまま載せるか、できるだけ一般化した方がよいか悩みました。一般化した方が汎用性はあるのではということで、ケース1～4として整理し直しました。そして実際に活用するに至ったケースについては、そのままその事例を載せるというような形にしています。ここは活用

事例が増えてくれば、追加を行っていくことを今考えているところです。ケーススタディについては、図面や写真入れたりして、見やすくしてくれというご意見もあると思うのですが、そこまで至っていない状況です。現時点ではこのような形式で進めさせていただければと思います。ケーススタディの部分について追加でご意見があれば頂きたいと思います。

34 ページでは知見の整理として、通常の経営管理を行う場合と同様の判断で構わないということ、それをどのように判断するのかということをご参考情報として整理しています。ただ各都道府県の研究機関が普及している知見があるので、それを基に対応してくださいと整理しました。

前回お示したガイドラインの骨子の項目のうち、入っていない項目があります。これが「その他法制度の活用」で、昨年の民法改正、昨年度の検討委員会で共有物の管理・変更・処分の考え方を整理させていただいた話、森林法に共有者不確知森林制度があり、具体的には共有者自身が整備したいときに共有者が分からなくても、知事裁定で整備が進められるというような仕組みです。こういった内容については別途項目を作りたいと考えておまして、そちらは次回の検討委員会で見ていただきたいと思います。

以上、ガイドラインの全体と頂いた意見を全てご紹介しました。資料2には委員の皆様から頂いたご意見と、それに対する対応や修正などを記載しました。基本的に全て修正するという認識で対応させていただいています。検討委員会の資料をホームページに載せるに当たって、特にお差し支えなければ、そのまま載せさせていただこうと思います。ほか気になる点をご指摘いただき、適宜修正をさせていただきます。ガイドラインの関係で全体を通して追加コメントがあれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか。

河合委員 相続権者が相続放棄の手続きをしていた場合にはどうすれば良いかについて、QAに入れてもらえればと思います。

中山課長補佐 ありがとうございます。研修会等でも相続放棄の扱いを聞かれることがあります。研修資料では、探索のプロセスの中で、必要に応じて相続放棄の有無を調べることとしています。探索プロセスの中に入れてしまうと、相続放棄の有無の確認が必須のように感じられるおそれもありますので、どこかに入れることで検討したいと思います。次回、河合委員から頂いたご意見や追加のその他法制度の活用など整理の上、引き続きガイドラインについてご議論いただきたいと思います。

【2. 今後の予定について】

中山課長補佐 次回は10月25日に石川県（※）で、片山委員のお膝元で開催をさせていただくということでご案内しています。実際に経営管理制度に取り組んでいただい

ている白山市と能美市のご協力で現地を見させていただき、ディスカッションさせていただきたいと思います。片山委員、一言お願いしたいと思います。

片山委員 去年、河合委員にお世話になったので断るわけにいかないなと思いました。ぜひ皆さんに来ていただき、我々の山を見ていただければと思います。お待ちしております。

中山課長補佐 石川県は森林経営管理制度の取組が全国でもトップクラスの進捗で市町村事業が進められています。所有者不明に限らず、そういった意味でも全体の取組として非常に良い現地検討になると思いますごく楽しみにしています。よろしくお願いたします。それでは植木委員長のお言葉をもって、本日の検討委員会を終了させていただきたいと思います。

植木委員長 皆様、本日はいろいろなご意見を頂きありがとうございました。ガイドラインは今日の意見を受けて事務局でさらに丁寧に内容を仕上げることになると思います。10月の現地視察は大変楽しみにしています。ぜひよろしくお願いたします。

中山課長補佐 皆様、お忙しいところありがとうございました。またよろしくお願いたします。

※石川県能美市・白山市における現地検討会については、豪雨災害の影響で中止となり、長野県上田市での開催となった。

